
出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	平間 春雄	君
会 計 管 理 者	小林 功	君
総 務 課 長	村上 正広	君
まちづくり政策課長	大場 勝郎	君
財 政 課 長	水戸 敏見	君
税 務 課 長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康推進課長	大宮 正博	君
福 祉 課 長	平間 忠一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	菅野敏明君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
危機管理監	佐藤富男君
地域再生対策監	長谷川敏君
税収納対策監	武山昭彦君
公共施設管理監	小野宏一君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	小池洋一君
生涯学習課長	丹野信夫君
その他の部局	
代表監査委員	中山政喜君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 査	伊 藤 純 子

議 事 日 程 (第2号)

平成22年12月14日(火曜日) 午前9時30分 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

白 内 恵美子
加 藤 克 明
広 沢 真
水 戸 義 裕
安 部 俊 三

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において17番白内恵美子さん、1番平間奈緒美さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

○議長（我妻弘国君） 17番白内恵美子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔17番 白内恵美子君 登壇〕

○17番（白内恵美子君） おはようございます。17番白内恵美子です。

3点質問いたします。

1点目、**高齢者が安心して生活できる住まいを。**

住み心地の基準は、年齢とともに変わると言われています。高齢になっても元気なうちは一戸建ての家を管理し住むことができますが、体に不安を覚えるようになったら住みかえを考えねばなりません。先日、90代で独り暮らしの方から、町外へ転居したとの連絡がありました。一戸建ての家に住むのが難しくなったので、安心して暮らせる部屋を探したところ町内では見つからず、町外のケアハウスに転居したとのこと。その方は、「柴田町には介護を受けていない私のような元気な人間が住むところがなかったのです。できればお墓のそばに住みたかったのですが」と話していました。

高齢化が急速に進む現在、独り暮らしの高齢者が安心して暮らせる住まいが求められてお

り、自立支援型であるケアハウスに期待がかかってくるのではないのでしょうか。そこで、ケアハウスについて伺います。

1) ケアハウスとはどのような施設か。

2) どのような人が入居できるのか。

3) 軽費老人ホームA型との違いは何か。

4) 年収に応じて入居費の国庫補助があるが、どのくらいか。

5) ケアハウス建設には国や県からの助成があるが、どのくらいか。

6) 有料老人ホームとの違いは何か。

7) 運営しているのは地方自治体、社会福祉法人、財団法人、医療法人などだが、柴田町として設立する考えはないか。

2点目、しばたの郷土館の解放と手でさわれる彫刻の展示を。

資料展示館思源閣では、10月30日から郷土が生んだ彫刻家「小室達展」を開催していますが、入館者数はそれほど多くないのではないのでしょうか。どのようにすれば多くの方に鑑賞してもらえるか真剣に考えるべきです。私は、思源閣の入館料200円を無料にし、図書館を訪れた方々に声をかけ鑑賞していただく方がよいと考えます。小室達氏の彫刻は町の宝であり、ぜひ多くの住民の方に鑑賞していただきたいと思います。彫刻を庭に展示し、手でさわれるようにしたらどうでしょうか。特に幼い子供たちが本物に触れる機会をつくることは、感性を磨く上でとても大切なことです。思源閣の中にしまいこんでおかず、住民の目に触れる場所に展示すべきだと思います。また、思源閣は町の貴重な歴史を保存しており、今後住民への情報公開に努めるべきだと思います。収蔵品管理システムの構築事業の実施により、来年度から収蔵品の一般公開が始まることに期待するとともに、住民が町の歴史に興味を抱くような企画を望みます。

図書館がオープンしたことにより、しばたの郷土館を訪れる人がふえています。季節感のあるお庭や如心庵を含めた景観はすばらしく、最近住民の憩いの場となりつつあります。そこで、さらに利用を進めるため、郷土館全体を住民に開放してはどうでしょうか。如心庵を除くすべての部屋を無料にし、自由に使ってもらおうのです。和室では囲碁、将棋や軽い体操、おしゃべりに花が咲き、多目的ホールは中高生の学習の場、居場所、絵画や写真展、また趣味のサークルの展示など、ほかの部屋も各種サークルの会合や発表などに使ってもらおうのです。多くの人が集い、出会い、心豊かな時間を過ごす場所であると同時に、柴田町の文化の発信地となることを願って、次の提案を行います。

- 1) 小室達展の入館者数はどのくらいか。
- 2) 思源閣の入館料を無料にすべきではないか。
- 3) 小室達氏の彫刻を何点か庭に展示してはどうか。
- 4) 子供たちが彫刻を手で触れる機会をつくってはどうか。
- 5) 庭の美しい時期に小中学生に如心庵でお茶の体験をさせてはどうか。
- 6) 郷土館全体が住民の憩いの場となるよう、如心庵を除くすべての部屋を無料にすべきではないか。

3点目、『「子どもの貧困」克服検討会議』の設置を。

「お母さんに電話しないで」。この言葉は、保育園で子供が発熱したため保育士が保護者に迎えに来てもらうよう連絡をしようとしたときに、子供が訴えた言葉です。非正規で働いているお母さんがたびたび仕事を早退すると働き続けられなくなるのを心配して言ったのです。子供の貧困が進む中、このように小さな胸を痛めている子供が町内にもたくさんいるのではないのでしょうか。

立教大学の浅井春夫教授は、『社会保障と保育は「子どもの貧困」にどう応えるか』という著書の中で、「少数の子どもを大切にしない国・行政は、大多数の子どもを大切にしません。子どもを大切にしない国・行政は、大多数の人間を大切にすることはありません」と書いています。全くそのとおりだと思います。柴田町が大多数の住民を大切にできる町になるためには、今、貧困に苦しんでいる子供たちへの支援が必要です。町独自に何ができるのか、早急に現状を調査し具体策を検討するため、子供にかかわるあらゆる部署から構成する『「子どもの貧困」克服検討会議』の設置を提案いたします。

4点目、軽症者の救急外来の受診自粛の呼びかけを。

みやぎ県南中核病院の夜間・休日の小児科外来受診者数がふえており、救急外来全体の3割を占めています。軽症者が多いことから、救急外来を「いつでも診てもらえる病院」と考え、コンビニ的利用が進んでいるものと思われます。今後救命救急センターが設置されれば、さらに受診者が増加することが予想されます。医師や看護師などのスタッフが疲労こんぱいすることのないよう、軽症者への自粛を現段階から強く要請すべきではないでしょうか。

- 1) 現在、町では自粛を呼びかけるためどのような対策をとっているか。
- 2) 今後どのような対策が必要だと考えているか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員、大綱4点ございました。随時お答えします。

まず第1点目、高齢者が安心して生活できる住まいをとということでございました。

1点目のケアハウスとはどのような施設かから、5点目のケアハウス建設には国や県からの助成があるがどのぐらいかと、関連性がありますので一括でお答えいたします。老人福祉法第20条の6に基づいて設置される軽費老人ホームの一種です。軽費老人ホームには3種類あります。一つは軽費老人ホームA型で、月収が34万円程度以下の方で、身寄りがなかったり家族との同居が困難な方を入所させる施設です。二つ目は軽費老人ホームBで、家庭環境、住宅事情などの理由により自宅において生活することが困難な方を入所させる施設です。そして三つ目はケアハウスと呼ばれる施設で、平成元年に軽費老人ホームに追加されました。身体機能の低下が認められ、または高齢等のため孤立して生活するには不安が認められる方を入所させる施設です。そして、介護度が重度になると自立による生活が困難なために退所させられる施設ですので、最終の住みかにはなりません。この辺をご理解いただきたいと思っております。このケアハウスはバリアフリー構造で、全室個室になっております。収入制限はなく、原則として60歳以上の方が入居し、生活相談、食事、入浴、緊急時の対応等のサービスを受けることができます。県内の平均利用料は月11万円程度です。県の軽費老人ホーム事務費補助事業により事務費の助成制度があり、年収150万円以下の方の場合、1カ月に約3万5,000円が県から助成されます。また、施設を建設する場合にも助成制度があります。柴田町に建設する場合には、定員数かける350万円を基準額として国から助成されます。

6点目、有料老人ホームとの違いですが、有料老人ホームの建設費や運営費は全額自己負担で賄われますが、ケアハウスの場合は建設費や運営費の一部が助成されます。また、有料老人ホームは終身利用できますが、ケアハウスの場合は先ほど申しましたように介護度が重度になると退所となり、終身利用ができません。ここが大きな違いでございます。

7点目、運営している主体の関係ですが、ケアハウスの事業運営に関しましては、社会福祉法の規定により、社会福祉法人格を取得しなければなりません。また、職員の配置についても生活相談員、介護職員、栄養士、調理師及び事務職の配置が義務づけられています。そして、介護度が重症化すると退所しなければならないために、単独の施設運営では収益が上

らず、県内のケアハウスはほとんど特別養護老人ホームと併設した施設運営となっております。このようなことから、町が直接設立して運営するよりも、町内で特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人と協議をしてみたいです。なお、県内の自治体で直接施設を設置、運営している施設はございませんでした。

大綱2点目、郷土館関係でございます。

1点目、入館者数についての問いですが、しばたの郷土館資料展示館「思源閣」の今年度の企画展として、小室達氏のこれまで余り知られていない作品を中心に紹介する「小室達展」を10月30日から平成23年1月30日までの期間に開催しております。小室達展の入館者数であります。11月現在で230人であり、1日平均にしますと9人となっております。

思源閣の無料化でございますが、思源閣の入館料については開館当時、近隣市町の博物館、資料館等の状況を参考にし、有料に決めた経緯があります。また、財政再建プランの中で、社会教育・体育施設使用料の見直しが検討されましたが、その時点で使用料との兼ね合いもあり現状維持とした経緯もありましたが、今後入館者をふやすために無料化を図ってまいります。

3点目、小室達氏の彫刻を何点か庭に展示してはどうかというお答えです。しばたの郷土館で収蔵している小室達氏の彫刻作品は、石膏像、木彫、ブロンズ化したものといろいろあり、大小合わせ120点であります。現在屋外に設置して町民の皆さんにごらんいただいている小室達氏の彫刻には、船岡駅前の「曙光」、槻木駅前の「舞」があります。また、槻木駅コミュニティプラザには「しな」「清娥」「はるか」の3体があります。いずれもブロンズ鑄造作品であります。中庭に彫刻の展示を行う場合は、ブロンズ鑄造作品であるために、基礎工事も含めた台座もあわせて制作する必要があります。設置してまいりますと作品が固定され、移設の変更ができなくなります。そこで、思源閣1階ホワイエに伊達政宗公騎馬像の彫像部分の石膏像の常設展示を行う予定であります。あわせて一角を小室達作品コーナーとし、彫刻の入れかえをしながら、常に小室達氏の作品をごらんいただけるよう展示していきたいと思っております。

4点目、手でさわらせる機会をつくってはどうかということでございます。石膏像については大変水分に弱く、さわることにより作品のタッチが変わったり破損の恐れがありますので、石膏像は手で触れることはご遠慮いただきたいと思いますと考えております。また、芸術作品は手に触

れることにより本来の形が崩れてしまうため、どの展示館、美術館等では触れさせておりません。小室達氏の作品にもこれまで手を触れさせておりませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

5点目、如心庵でのお茶の体験ですが、子供さんを対象にした茶道教室として、柴田町子ども茶道教室を6月から9月にかけて8回実施いたしました。茶道を通じて日本の伝統文化を体験させ、相手への思いやり、感謝の心を養い、心身ともに健全な子供たちの育成に寄与することを目的とするものであります。教室の場合は和室を使用し、如心庵については体験的に見学してもらいました。このように子供さんにも茶道を理解し体験していただく機会を設けながら、如心庵にも関心を持ってもらうよう努めてまいります。

6点目、郷土館全体を無料にすべきではないかということでございます。思源閣を除くしばたの郷土館の各部屋は、町民の皆さんの生涯学習などの主体的な活動のために使用されています。その活動は拓本、とんぼ玉、絵画、人形制作、ステンドグラス、音楽や各種会合、展示会など多種多様な活動が行われております。使用料の無料化については、ほかの社会教育施設や社会体育施設の使用についての統一した方向となっており、そうした兼ね合いもあることから、ここだけの検討は困難であると思っております。柴田町図書館が開館したことによってしばたの郷土館を訪れる人がふえてきておりますので、二つの施設の利用者が相互利用することによって相乗効果がなされていると思っておりますので、今後とも郷土館全体が住民の憩いの場となるよう務めてまいります。

大綱3点目、子供の貧困の克服検討会議の設置ということでございます。子供の貧困の克服は、社会全体での働き方や所得配分の問題、社会保障のあり方等を踏まえた上で、国・県・市町村の役割分担と連携のもとに個別のケースに対応していかなければならないと考えております。この柴田町においても、子供の貧困という言葉自体にまだまだ理解が進んでいるとは言いがたいのが現状ではないかと思っております。幸いにも議員ご指摘のような例は柴田町の保育所ではありませんでしたが、一方で、朝食を食べずに登校する児童がいる。母親がより遅くまで働いているため夕方まで公園で遊んでいる子供がいる。新しい家族関係になじめず家出をする子どもがいる。児童養護施設には虐待された子供たちがあふれかえっているなど、子供が置かれている生々しい現実を私自身耳にする機会が大変ふえてまいりました。子供の貧困の定義云々にかかわらず、親の経済的貧困や家族関係の都合でつらい思いをし、未

来の可能性が閉ざされる子供たちに手を差し伸べるのが政治や我々役場職員の仕事ではないかと思っております。県では4月に施行された子ども・若者育成支援推進法を受け、青少年の健全育成に関する基本計画の見直し案の中で、県と市町村に子ども・若者支援協議会を新設し、関係機関が情報を共有し、社会全体で支える仕組みづくりを進め、引きこもり、不登校を個別支援していくとのことでございます。町としてはその不登校個別支援を誘引するとなる子供の貧困の克服を含めて検討できるような、名称はどうあれ、子供の貧困克服検討会議を設置し、まずは子どもの貧困や子供と家族の生活実態の把握から始め、子供と家庭はどのような支援を町に求めているのか分析・整理を行い、町としてどこまで支援すべきなのか、またできるのか、検証を始めてまいりたいと考えております。

4点目、軽症者の救急外来の受診自粛の関係でございます。2点ございました。

1点目、自粛を呼びかけるための方策でございます。議員ご指摘のとおり、救急医療体制について社会的要請が強くなっていますが、一方で救急医療体制を担う医療機関の役割が十分に承知・理解されていないため、一般的に軽症患者が夜間救急などの時間帯に、日中は忙しいから、平日は仕事があるからなどといった理由によって、コンビニに行くような感覚で安易に受診するような行動であるいわゆるコンビニ受診がふえ、本来救急医療を必要とする重症な患者に適切な対応ができなくなり、医師等の負担増大など救急医療体制に支障を来しております。みやぎ県南中核病院においては、平成21年度の時間外患者受入総数1万3,847人のうち、時間外受診の必要のないケースである軽症患者数は1万1,946人で、受診率は何と86.3%となっております。また、受入総数のうち小児科時間外患者数は29.9%に当たる4,138人で、そのうちの96.4%の3,991人が軽症患者であり、軽症患者への対応に追われているのが現状となっており、実態として医師等の負担が増加している傾向となっております。町としてはこのコンビニ受診を減らすため、新生児全戸訪問の際に小冊子「こども救急ガイドブック」及び子育て支援サービス一覧を配布し、急病時の病院のかかり方や家庭での応急処置などの対応方法などについて啓蒙を行っているところでございます。また、4カ月児健診などの乳幼児健診時には、普段から病気の治療や相談に応じてもらえるかかりつけ医を持つことの必要性、子供の普段の様子をしっかりと見ておくこと及び医療機関の利用の仕方などについて保護者に説明を行い、小児救急受診の周知に努めているところでございます。

2点目の今後どのような対策が必要かということですが、1点目でお答えしたとおり、新生

児全戸訪問及び乳幼児健診時における適正受診の普及啓発活動を継続して実施するとともに、町広報誌に特集を組むなど医療現場の実態、これをしっかり町民に発信することを通じて町民の医療機関に対する理解、認識を持ってもらうことによって、医療現場に支障を来しているコンビニ受診の自粛につなげていきたいと考えております。また、今後も継続して安全安心で質の高い医療を提供していくためには、町民の皆さんがみやぎ中核病院が救命救急、二次救急医療を担う病院であることを理解した上で適正に受診していただくことが重要であると考えておりますので、構成市町で連携を図りながら、正副管理者会議等においてもその対応について協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 白内恵美子さん、再質問はありますか。はい、許します。

○17番（白内恵美子君） まず1点目、高齢者が安心して生活できる住まいについてです。以前は衣食住と言われ住が最後に来ていましたが、最近は住食衣で居住第一と考えられるようになってきました。人の暮らしの基本は住まいにある。まず安心して寝起きできる場所があってこそ心の平安が生まれ、日々の暮らしを営むことができる。住まいこそ人間の生活の基盤を支える。ホームレスやDV被害者への支援活動でこのような考えが広まったと言われていいます。この居住第一、ハウジングファーストについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） お答え申し上げます。

今、高齢者の持ち家を分析しておりまして、約9割の方が自宅を持っているというような実態があります。そういうような中において、当然地域で長く今まで暮らしていたということなものですから、そういう生活を守らなければならないということで、やはり住が今後高齢社会においては第一義的に、議員の質問のとおりのような位置づけになるのではないかとというようなことを予想しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 国土交通省と厚生労働省が連携し、高齢者の居住の安定確保に関する法律いわゆる高齢者住まい法を改正し、住宅と福祉の両面から高齢者の住まいの対策を総合的に進めるとともに、高齢者が暮らしやすい賃貸住宅の供給を促進することになりましたが、町としては何かこれにより変わったことはあるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 町としては具体的にはまだ進んでおりません。ただ、今まさに24年からの第5次介護事業計画の中において、国から一つの方針が出ました。5期目の5次計画に当たっては、住まいの整備というような項目が新たに設けられました。この中において、やはり厚生労働省だけの介護保険事業ではなく、国土交通省の高齢者の住宅、これもあわせたところの整備をなささいというようなことで、今後24年に向けた介護事業計画の中にはそれらも含めたところの事業計画を入れていくというような作業になっておりますので、その辺もご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） この国土交通省と厚生労働省が共同で高齢者の居住安定確保のための基本方針を定め、県は計画を定めることになっていますが、そうすると町でも24年度に計画を定めることになるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 具体的にはどのような数値目標というようなところまでは行かないかとは思いますが、今現在、10月から11月にかけて実は介護保険事業計画の次期計画に伴うニーズ調査というものを行いました。その調査をもとに、今後どのような住宅が必要なのかというようなことも踏まえたところで検討していきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） では現状について伺います。町内には、民間のケアつきの高齢者向け優良賃貸住宅はあるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） ありません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 税制の優遇措置が拡充されましたが、今後計画しているところは聞いていないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 今のところ聞いておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 高齢者が円滑に入居できる賃貸住宅の登録制度が改善されて、家賃債

務保証が6カ月から12カ月に拡充されましたが、町内で登録している賃貸住宅はありますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 具体的にはその辺の情報は持ち合わせておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） インターネットで柴田町の高齢者円滑入居賃貸住宅を検索すると1件だけ、1件26戸という形で出てくるんですが、どうもバリアフリー化はなされていないようなんです。今のところそこだけでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） とりあえずはやはり一つの基準として高齢者の住宅についてはバリアフリー、これが基本。あと見守りも付随するというふうになっておりますので、実際的にはそういう住宅が町内にあるかということはまだ把握しておりませんでした。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） では町では、高齢者から高齢者用住宅についての問い合わせがあった場合はどのような対応をしているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 実際的には国土交通省での助成制度、そういう住宅の高齢者向け優良賃貸住宅の制度の説明をしているというような状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） そうしますと、今後なんですが、高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度という新たな制度が導入されましたので、バリアフリー化された住宅が高齢者向け住宅のストックとして有効活用されるためにも、この新たな制度の普及やPRを図るべきではないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 実際的に、次の介護事業保険事業計画の中にはそれを盛り込みたいというような考え方は持っております。ですからそういうようなところの周知とか、やはりいろいろな助成制度、これらもお伝えしたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） このようなチラシ等が出ておりますので、普及に努めていただきたいと思います。

高齢者世帯の増大にも対応できるように、安否確認や緊急時対応などのソフト面で民間住宅市場や貸主などを支援する仕組みを、町としても今後は検討すべきではないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 実は、国の方から24時間巡回型というようなモデルになりませんかというようなものが全自治体向けに来ました。実際的には今24時間対応で医療、介護、生活支援をやっているところは、仙台市しかおりません。仙台市の状況を聞きましたら、まず経営的に、施設はつくるが実際運営が赤字だと。それくらいにやはり運営の面でかなり収益的なロスが多いというようなところがあるものですから、まず柴田町においてはこの人数を抱えている中においてやはり難しいのかなというようなところで、既存の介護事業、サービスの中でできるものを地域資源として準備したいというふうには考えておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 平成18年から、生活援助員、LSAの派遣が、地域支援事業として市町村が必要に応じて実施することが可能な事業となりました。高齢者専用賃貸住宅や高齢者円滑入居賃貸住宅は生活援助員派遣の対象となることが出来ますので、今後は既存のバリアフリー化仕様の賃貸住宅をこの高齢者円滑入居賃貸住宅登録を促して、高齢者が生活援助を受けながら安心して暮らすことができるような検討をすべきではないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） この辺も今回のアンケート調査、そういうようなものをもとに次の計画に引き継いでいきたいというふうには考えておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 介護を受けていない元気な高齢者の場合、それほど手は必要ないんですが、やはり不安だということがありますので、実際に介護を受けるようになるとまた施設入所とかも考えなければならなくなるので元気なうちに安心して暮らせるように。例えば生活援助員のちょっとした見守りや緊急時の連絡や、それからちょっとした家事援助があればまだまだ一人で暮らせるということがあると思うので、ぜひこちらの方も検討していただきたいと思います。

団塊の世代が70台になる前に、やはり町が民間を支援して、町がすべてをやるということは無理ですから町が民間を支援して、今社団法人のコミュニティネットワークが小規模多機能付の適合高齢者専用賃貸住宅というのを提唱していますので、これらの検討も必要なのではないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 町が直接設置をということじゃなくて、柴田町においては不動産業の方たちが結構多いというか、そういうような方々にはアプローチを積極的にしたいというようには考えておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） このついの住みか、元気なうちはいいんですが、やはり最期を迎えるに当たってどこで暮らすのかということなんですが、このついの住みか探しに対する考え方として、自分らしく生き、自分らしく死ぬ。死を完成期ととらえて末期を自分の意志で選択して全うするという考え方があって、私も共鳴するものです。やはり自分で選ぶことができるということが大事だと思うので、持ち家に住んでいる9割の方、高齢者の9割の方が最期どういう自分の死を迎えるかを自分で選択できるように、町の方も支援していただきたいと思います。

次に、しばたの郷土館についてですが、先ほどの、思源閣自体は無料とするということで。今後、そうすると、今は思源閣では例えば小室達展を宣伝をしているわけではないんですね。であれば、図書館の応援を得て、図書館に来た方に「どうぞ、今、小室達展を開催しておりますのでごらんください」と一言声をかけてもらうということができればいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 現在展示しております小室達展でありますけれども、図書館に来た方々にもPRというご質問ですけれども、実際のところ図書館に来た方々にも見ていただいております。ということで、減免的な処置をしながら無料で見て、実際そういった数字になってございます。そういった数字と言いますのは、先ほど町長が答弁で申し述べた期間の人数になってございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 今後無料となればもっともっと鑑賞していただけたらと思います。期待したいと思います。

それで、彫刻にさわるといというのは、日本はさわらせないけれども、例えばフランスではさわりますよとかということをよく聞くんですね。やはり彫刻といのはさわってみるといことが、あらゆる角度から目では見るんですが手でさわるとどうかということがとても大事で、視覚と違うんですね、触覚といのは。それで、日本は余りさわらせていないんで

すが、よその国ではかなりさわらせているということなので、手はふいてあれば大丈夫だと思うんです。濡れた手でさわらないようにということさえ守ってもらえば、どんどんさわってもらって、そしてやはり私たちの誇りであるというか、こういうすばらしい彫刻家がいたんだということをお子たちにもわかってもらうことの方が大切だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 確かに手でさわることによって学ぶことが多いかと思います。しかしながら、先ほど外国のお話もされておりますけれども、日本国内におきましてもほとんどと言いますか、90%以上だと思いますけれども、直接作品には手を触れさせるということの措置はしていないのがほとんどでございます。ただ、やはり、宮城県の例を申し上げますと、宮城県の美術館の中には視覚障害者の方に配慮した申し出によりまして、ただし作品はレプリカなんですけれども職員立ち会いのもとに触れさせるということの展示も行ってあります。ただ常時ではありませんけれども、そういったものがございます。あと作品に触れさせるということで、さわすることを目的とした、五感、そういったことで大崎の旧岩出山町の方にも触れさせる目的に感覚ミュージアムという施設がございます。そういったことで芸術に触れさせる、もちろん五感ですので味覚等いろいろあります。そういった展示とかも含めていろいろな場をつくった施設もございます。ということで、手で触れさせる、視覚以外でさわることということで非常に大事かと思っておりますけれども、やはり作家、作品についてはいろいろな思いがございますので、先ほどの質問のとおり、郷土館の作品につきましても石膏像がほとんどですので、やはりさわることによって原型が崩れるとかいろいろなことがございます。やはりそういった意味でご理解いただきながら、ただ、先ほど例として宮城県美術館の話をしましたけれども、レプリカについては立ち会いのもとという方策もとってございます。ということで、一般的には余り触れさせないというふうな内容になってございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） よそでさわらせないのであれば、柴田町でさわらせる彫刻があるということが人を呼び込むことにもなるんですね。ですから、心配なものはだめかもしれませんが、まずブロンズ像であれば大丈夫でしょうから、どんどんどうぞさわってみてくださいというのをむしろ売りにしていくということも大事だと思うんですね。そういう開かれた思源閣であったなら、人がもっと訪れると思うんです。どうぞ今後また検討してみてください。

それから、子ども茶道教室ですが、これは希望した子供たちだけですよね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） この茶道教室につきましては、お知らせ版で募集しまして実際やっております。累計で72名ほど参加いただきましたけれども、やはりご質問の中にもあったとおり、せっかくいい施設があります。ということでそういったPR等も含めながら、子供たちの情操教育という観点から今回そういう形で開催させていただきました。ということで、今後も多くの方々が利用できるように、PR等も含めながらやっていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 教育長に伺ひます。すべての小中学生にこのお茶室での体験、和室ではなくて如心庵でのお茶の体験というのを私はさせた方がいいのではないかなと思ひますね。というのは、柴田町は如心庵というすばらしいお茶室を持っている町ですので、やはりそれを誇りに思ひえる、私たちの町にはお茶室があったからお茶室でお茶をいただいたことがあるんだよと、例えば高校生になってからでも大人になってからでも言ひえるんじゃないかと思ひますね。やはりお庭のすばらしい時期に子供に一つの感動を与えるというか、体験してもらふということが大切だと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） すべての小中学校という場合に、学校全部の児童生徒というわけにはなかなかいかないと思ひますので、仮に、小中それぞれ1学年ずつというふうなことに例えば仮にしたとして、実は町内の1学年の全体の児童生徒数というのは約350前後なんですね。小学校と中学校それぞれにというとおおよそ700名くらいになってしまうのかなということで、本格的なお茶席のような形で子供に体験させるとなると実質的にはなかなか、現実的には例えば指導者の問題とか、これは実際に今体験をさせてお茶会をやっているのは柴田小学校なんかはやっているんですが、柴田小学校の児童の規模でも指導者の方、地域の心得のある方10人ほどお願ひして何とかお茶を立てていただいて子供たちに体験させている。これが700名となると相当の指導者の方をお願ひしないと難しいのかなと。そういう意味では、如心庵で体験させたいというのはやまやまなんですが、それぞれの学校の計画に基づいて実施できる範囲で各小中学校で実施するのが現実的のかなと。そういう意味では柴田小学校と東船岡小学校がたしか実施しておりますので、そういった実践例を各校長会等で紹介をして、その辺あたりから始めたらどうなのかなというふうになら今お話を伺ひて感じたところでござい

ました。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） そのときにお手伝いいただける方を各学校でお願いするのではやはり大変だと思うんですが、やはりこちらの郷土館の方でボランティアを要請して、こういう子供たちへ茶道をさせたいのでお手伝いくださいという形でのボランティアを募集して、学校には本当に迷惑をかけない形でやれば体験はさせられるんじゃないかと思うんですね。やはり一生に一度かもしれないし、せっかくこの町にあるのですから、やはり日本の文化を子供たちに伝えるということは大切なので、検討していただけないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） ある意味では学社連携という観点からすると非常にいい試みになるのかなと。つまり郷土館の方でボランティアの方を要請してという今ご指摘ですが、そして学校の方で利用させていただいて子供に心豊かな体験をさせてもらう。そういう意味では非常にいいことなのかなと思いますので、今後少し両者でもって、教育総務課、生涯学習課で少し検討してみたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） それから郷土館全体の部屋の無料化というのは今のところ難しいということなんですが、図書館がオープンして人が集まってきています。それで、10月から11月にかけてみやぎ県民大学生涯学習活用出前講座「書物の楽しみ、図書館へのいざない」4回シリーズがありましたよね。そのとき講師の方々とお話する機会があったんですが、皆さん柴田町図書館をととてもほめてくださったんです。それは、図書館のあのスペースだけではなくて、郷土館全体の空間をすばらしいとほめてくださったんです。お茶室やお庭、それから館山まで見えるあのすべての景観ですね。それを含めた全体を住民のくつろぎの場、居場所としてとらえてほめてくださいました。それから、今月5日に児童文学作家の丘修三氏が図書館を訪れて、それで、とてもすばらしい図書館ですねというふうに感想を電話で語ってくださいました。この郷土館のすばらしさというのは、私たち住んでいる町民よりもむしろ町外から初めて訪れた方がとても感動してくださるんです。この感覚というのをとても大事にすべきだと思うんですね。より多くの方に開かれた空間とするためには、やはり部屋を使うのでもいちいちきちんと予約してお金を払って使わなければならないのではなくて、ぶらりと来たときに例えば和室に座ってお茶を飲んでいく、ちょっとおしゃべりしていく、そういうこともできる空間として郷土館全体を考えることはできないでしょうか。もう一度、無

料にするのは無理でしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 思源閣を除いた郷土館全体的な使用料の件でございますけれども、これにつきましては議員さんご質問の内容も十分に理解できるわけです。しかしながら現段階ではいろいろなサークルの利用等がありますし、やはりフリーとなるとある程度の交通整理も必要かと思われまして。ということで、柴田の図書館、ことし5月にオープンしたわけでございますけれども、その中でやはりそれぞれの特徴を持った、一つの敷地の中に1施設ということの位置づけでの図書館でございますけれども、確かに図書館が開館したことによって多くの方に知っていただく部分も出てきております。ということであわせて生涯学習施設、社会教育施設としてほかの伝承館等につきましてもやはり多くの利用をいただきながら、相乗効果と言いますか、片方で利用しているときに、例えば何かの講座でわからない部分を終わった後には図書館を利用してそういった知識を得るとかというような形でお互いにということで考えてございます。ということ踏まえながら、それぞれの教室・講座が主体となっておりますけれども、やはり使用料についてはある程度受益者負担の考えで現状で行きたいと思っています。ただ、流れ的には、先ほど町長答弁にありましたとおり、思源閣については無料というふうな形で進めさせていただきますけれども、それとあわせてひとつ考えてみたいとも思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） ぜひ考えていただきたいと思います。やはり町民がいつでも自由に訪れて、のんびりくつろいだりおしゃべりしたり、それから図書館で知的欲求を満たすのもいいし、郷土資料を研究するのもいいし、本当に自由に使っていただく。サークル活動でも自由に使っていただく。特に子供ですね。中高生の行き場がないこの町においては、ああいう場所が解放されているととても集まってきやすくいいと思うんですよね。どうぞ検討していただきたいと思います。

次に子供の貧困についてです。先ほど、名称はともかく、このような会議を設置していくという答弁だったので、期待しているところです。子供の貧困というのは本当に目に見えない、わかりにくいものなんですね。ただ、柴田でもかなり進んでいるということだけはじわじわと感じていると思います。特に就学援助費の伸びですよね。かなりの数、今、もしかしたら数字を用意しているのであれば、現在の人数がすぐわかるのであれば、就学援助費を受けている人数を教えてください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 小学校につきましては、2,138人の児童数に対しまして要保護、それから準要保護を合わせまして194名、9.1%の認定率になっています。中学校につきましては、981人に対しまして認定数が116名、11.8%の認定率です。全体では3,119名に対しまして認定者数が310人で9.9%ということで、毎年なんですけど前年と比べまして29名の増、1.0%の増というような状況になっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 全体の子供の数は減っているのに就学援助を申請している数はふえているという。ですからパーセンテージは必然的に上がってくるわけですよね。今の中学生を聞いても11.8%です。40人近いクラスの中であれば4人は受けているということになります。地域差がかなり大きくなっていますから、学校によってもっとパーセンテージが上がっているところもあります。まだ小中学生はこういう形でもかなり厳しいんじゃないかというのはこの数字である程度の人数は把握できると思うんですが、高校生については何もないんですよね。調査はしたことないですよね、一応、ないですよね、確認。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 高校生についての調査はしておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 本当に柴田町ではなかなか高校生を把握するというのは難しいというのはわかるんです。学校もここに通っていなければ本当にどうしようもないだろうというのはわかるんですが、今後その克服検討会議、名前は何でもいいんですが、そこで検討する場合は高校生というのもとても大事にしてほしいんですね。何とかアンケート調査なり何なりで実態をつかんでほしいんです。というのは、この子どもの貧困白書2009年版、これに宮城県高等学校教職員組合が行った、生徒特別就学援助金へのお礼の手紙というのが出ているんです。仙台市内の高校3年生が書いたものです。ちょっと読んでみますね。

このたびは就学援助金を下さり本当にありがとうございます。高校1年生のころからひたすらアルバイトをし続け、家のために稼ぎ続ける毎日でした。なぜ僕は何も悪くないのにこんなにも頑張らなければならないのか。そうやってぶちまけたい不満がどれだけあったでしょう。友達との遊びの約束も断り、欲しい洋服、食べたいもの、たくさんたくさん我慢して、自分の高校生活とは一体何だろう。そんなことをどれだけ考えたでしょうか。それでもきょうまで、そしてこれからも頑張っていける理由は、高校を卒業したい、自分の将来の夢だけ

はあきらめたくない、ただそれだけでした。どんなにたくさんのもを犠牲にしても、どうしてもかなえない夢、ただそれだけでした。僕はいずれ自分の洋菓子店を持つのが夢です。このお金は、これから通う予定の専門学校の教材費や新生活へ向けての資金にさせていただきますと考えています。このお金をいただいただけで自分の中で何かが報われたような、そんな気がします。世間一般ではごく少数かもしれませんが、自分のように家庭の事情でやりたいこと、普通の人が普通にしていることができなかつたり、そのせいで劣等感を抱いたり、自分が嫌いになってしまう。そういう生徒がいることは事実です。そういう生徒が報われること、それは少ないと思います。なぜなら、そういう生徒が輝ける舞台自体がないのです。それは部活だつたりクラブチームだつたり、意外とお金のかかるものばかりなのです。周りからはこっちの気持ちも知らず「バイトばっかだね」。そんなせりふで苦しんでいるのは紛れもない事実なのです。他人をねたむ。そんなやりたくもないことをしながらも、懸命に進んでいる人がいることも事実なのです。高校生活の一見の華やかさの中で必死に不条理と戦っている生徒さんを助けてあげてください。少しだつて構わないのです。それで救われる人がたくさんいます。これは3年間自分なりに苦しんできた経験があつてのことだと思いません。そしてそんな苦しみは高校生が味わうべきじゃない。それは身にしみてわかっていることです。お願いします。こんな苦しみを味わう人が少しでも減るように、少しでもたくさんのが高校生が高校生活を満喫できるようにこれからも頑張つてくだされば、これほどうれしいことはありません。

このような手紙が届いたということで載つておりました。柴田町の高校生はどうしても把握しきれないんですが、何とかこれからは、やはりせめて18歳までは町の責任ですので、実態調査をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 先ほどの町長答弁で検討会を立ち上げますという趣旨のお話がありましたので、その中でそのことも含めて検討していただければ。ちょっと、教育委員会なり教育総務課でこの場で返答させていただくというのは、ちょっと時期が早いのかなというふうにも感じます。よろしくお願ひいたします。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） どうぞ検討していただきたいと思ひます。

最後に、救急外来受診自粛の呼びかけをです。町ではかなり説明はしているようなんですが、実際にはこの小児科、約3割の人が救急外来を利用し、そのうちの96.4%が軽症患者で

あると。この理由を何か考えたことがありますか。なぜこんな結果が出ているか。

○議長（我妻弘国君） 健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） やはり小児の3割のうち約96%が軽症者ということで、入院患者はほんの一部と、入院する方、重症の方はほんの一部になっております。このことはやはり、分析まではいかないんですが、考えられるのはやはりかかりつけ医をきちんと持っていない、指導を受けていないということもありますし、あと一番言われているのが常備薬ですか。例えば腹が痛くなった、かぜをひいた、そのときの常備薬をきちんと若い方々もうちに常備していない。そういったのが原因でちょっとしたことでも、ここにも書いてあるんですが、コンビニ的感覚で病院の方に行ってしまうという形だと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 私が一番感じているのは、今、救急外来では初診時の選定療養費がかからないんですよ。これ1,575円なんですけど、救急で行くとかからない。日中行くと1,575円とられるという感覚だと思うんですが。それが一番の原因ではないかと思うんですが、健康推進課ではどのようなお考えですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 特にそういう金銭的なことではなくて、日中仕事で行けないとか、そういった単純な気持ちで夜間利用するということが多いのかなというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 自分の仕事に合わせているということはあると思いますよね。朝7時ごろに来る方もいれば、本当に夕方仕事を終えてから、子供が熱を出したのは朝かもしれないけれども夜になってからということもあるようなんですよ。それと、雨の日は少ないんだそうです。ということは、やはり救急じゃないということはわかっていながら利用しているのかなという気はします。雨や例えば雪の日だったら来ないのであれば、次の日で間に合うという考え方を持っているんだろうと思うんです。それで、この初診時に選定療養費、今1,575円なんですけど、これを例えば救急外来で3,000円にした場合というのはどうなんでしょう。健康推進課としては例えば3,000円にするとかという考え方はどうですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 選定療養費といいますか、この加算につきましては病院組合の方でもいろいろ今後、例えば加算をどれくらいにするかとか、そういったことも含めて今後

検討するというふうな形で話は伺っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 例えば病院議会で決めるのは簡単なんですが、ただ実際に本当にお子さんのいる保護者が夜間に連れて行って、3,000円の支払いについてどのように考えるか。何かの機会にやはりそういう話を出してみるということは大事だと思うんです。そうじゃないと、余り声を聞かないままに決まってしまうということがあるので。やはり皆さんがコンビニ受診をするのであれば3,000円の負担はもうしていただかないとだめですよというような話というのを今後はもう出していかないとだめだと思うんですが、いかがですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 安易な受診対策としてこの選定療養費、もう既に取っている病院もあります。その金額も、ご存じだと思うんですが、当然3,000円もありますし5,000円、8,000円、こういった高額な選定療養費をとって夜間のいわゆる外来患者を抑えているというところもあります。ただ、救急ですので、そういった高額なものを、金額をとっていいのかという問題もありますので、それを実施するかしないかも含めて、今後やはり仙南2市7町の地域医療協議会の方でこういったことも検討していくべきかなというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 町では先ほどの答弁のとおり、一応いろいろ、新生児訪問のときにこども救急ガイドブックを配って、そして説明しているということなんですが、一向に減らない、むしろふえているわけですね。そうすると、今後どこに力を入れれば抑制できるとお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） やはり1万3,000近い救急外来、時間外の外来があるわけなんです。これは小児に限ってではないんです。当然一般の方々も安易にコンビニ受診をしているという実態がありますので、やはりそれを周知すると。周知の徹底だと思います。やはりそのときは特集を組んだり、あと何回も何回も続けて出したりとか、そういった工夫をして周知広報、啓発をしていくというのが大事だと思います。いずれにしても住民が、こういったことで第一次救急が多くなると二次救急ができなくなると、先生方も疲労こんぱいして医師が不足するんだ、そういった実態をやはり住民に広く周知していくのが大事なことかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 広報しばたの中に載せるのではなくて、別刷りで、1枚でいいからチラシをつくるとか、そういうことは考えていませんか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） それについても今後、その辺も構成市町等を含めて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 構成市町と合わせることはないと思うんですね。柴田町独自でもやれることをやらないと、このコンビニ受診は一向に収まらないし。むしろ皆さんの今度は負担につながっていくと。3,000円なり5,000円なりのそうすると選定療養費をいただくことになってしまうわけですから、やはり自分の問題として考えてもらわないと困るわけですね。特に若いお母さん方にはしっかり考えていただきたいなと思うんですね。ですから乳幼児健診のときにはもうそのたびごとに、時間をとるのは難しいかもしれないんですが、何とか少しでも時間をとって説明していくということが大事だと思うんですが、いかがですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 乳幼児健診等については現在も、小児急病の手引きをきちんと渡して既に周知をしていると。今後もそういった形でチラシを渡して保健師がきちんと説明していくという形をとっていきたいと思います。

先ほど構成市町でというお話をしましたが、やはり柴田町だけではなかなか中核の時間外を減らすことができませんので、やはり4町力を合わせてその辺はやっていく必要があるんだろうなということでお話し申し上げました。

○議長（我妻弘国君） 時間ですので。これにて白内恵美子さんの一般質問を終了いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は10時55分になります

午前10時40分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

15番加藤克明君、直ちに質問席において質問してください。

なお、質問するとき、マイクに向かってしゃべってください。

〔15番 加藤克明君 登壇〕

○15番（加藤克明君） 15番、加藤克明です。

大沼通りの信号機設置についてお伺いいたします。

交通安全対策及び活動について、町、警察、そして関係機関、学校関係ボランティアの方々のご尽力により、子供たちの通学を初め地域住民の安全・安心の確保が図られていることに改めて敬意を表します。

大沼通線は柴田町の核となる幹線道路として交通量がふえ続けており、今後もなお一層の増加が見込まれます。一方、そのことに伴い事故が多発し、この秋の交通安全運動初日には痛ましいお年寄りの死亡事故が大きく報道されました。

町道上名生13号線との交差点事故を防ぐ対策に、一刻も早い信号機の設置が望まれます。昨年12月の定例会において信号機の設置の質問をいたしました。町長は、「大河原警察官内において最も必要な箇所である。設置に向けて関係機関への働きかけを行う」と明言しております。その後どのような進捗になっているかお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 加藤克明議員の大綱1点でございました、大沼通線の信号機はどうなっているかということでございます。

町道上名生13号線と県道交差点への信号設置につきましては、平成18年1月25日に大河原警察署を通じ宮城県公安委員会へ設置要望を進達し、大河原警察署としても管内で最も優先すべき交差点として道路交通の現状と信号機の必要性を公安委員会に説明いただいているところでございます。私も昨年12月の定例会以降も機会を見つけ、大河原警察署長を初め関係機関へ信号機設置について要望を行ってまいりました。先般、大河原警察署交通課より、宮城県公安委員会の職員がご指摘の交差点の交通状況や道路状況の検証を平成22年12月2日に行ったとの連絡を受けております。この交差点付近では9月21日に高齢者の死亡事故も発生しており、1日も早く信号機が設置されるよう、今後も引き続き大河原警察署や関係機関に強く要望してまいります。

○議長（我妻弘国君） 加藤克明君、再質問ございますか。許します。

○15番（加藤克明君） 昨年の12月にも強く要望するというところで1年たつわけでございますけれども、いろいろな方々への要望というか、設置に関するそういうことも町長は含めてこの

1年を通したのではないかなと思っております。ただ、なかなか、県ととの予算でございますから理解はできますけれども、この道路は前は町道でしたよね。それが県の方に移管されて。そういう観点から、やはり町づくりの見通し、新栄通りの開通によりまして交通量が非常に多くなったんですけれども、その辺をどんなふうにとらえているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 交通面でまちづくりということで考えてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）新栄通り、大沼通線は今まで、特に新栄なんかは今まで道路があったところに横断するような形で設置されていること。大沼通線については新たにさくら船岡大橋なんかできて、幹線的には交通の流れが大きく変わっているというところで、交通の状況の実態を見ながらこれまでも横断歩道などを整備しておりますが、これからも引き続き交通状況を勘案しながら交通安全対策を図っていかねばならないというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○15番（加藤克明君） 若干よそになりますけれども、新栄通りの工事を進めるに当たっては30億のお金をかけて付加価値、また経済効果ということでつくった道路ですけれども、逆に言えば町の中が、また逆に言えば町が二つに分かれたような感じで、今いろいろな交通問題で同僚議員もお話しされておりますけれども、ただ、大沼通線の場合、産業道路というか、そういうものを含めると交通の量が非常に複雑な交通量の増加に伴っているわけです。あえてあの道路に関しまして、その交通量が増大することによって、当然あそこに横断歩道は設置されております、確かに。その交通量のおかげで昨年度カーブミラーもつけたんですけれども、全然効果がないわけですね。何せ横断歩道を渡れないんです。だいたい一つの、あそこは朝7時ぐらいから大体1キロぐらいの渋滞なんですね。そしてあの産業道路のところにも信号機がありますけれども、あの信号機は、ちょっと調べてみたら、あの信号機が青になったとき20台ぐらいで終わっちゃうんです。そのぐらい渋滞しているということをご理解していただきたいと思うんですけれども。

まず一つは、縦割りじゃなくて、今交通安全週間時になると船岡中学校の先生方があそこに立っていただいて、その時間帯、特に子供たちの通学に関していろいろ見守っているというふうな状況がいつも見受けられております。先生方もそういう面で大変忙しい中ですが、そういう観点から教育委員会としましてもそういう見方を、やはり子供たちを守る安全安心ということになりますけれども、まず教育長、そういうことをご存じだと思いますけ

れども、こういうやはり子供を守る、事故を防ぐという意味合いから、やはり教育委員会、あとはいろいろな担当課だけじゃなくて、我々がよく国の方に請願、陳情とかありますけれども、これもやはり県の方にそういう観点から逆に必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 教育委員会としても1日も早い信号機の設置を望んでおります。関係各課、そして町のそれぞれの関係機関への働きかけを大変感謝を教育委員会としてもいたしておるところでございます。教育委員会としては特に児童生徒の交通安全指導の徹底を図りたいということで、これまでも校長会等で、毎月のように定例の校長会を開いておりますが、このことについてはお話しをしておるところでございます。何しろ通学路というのは、子供たちが町内すべて、全域にわたって自宅があるわけですので、町内の道路、ある意味ではすべてが通学路ということでございまして。主要通学路というのはありますけれどもそれは子供たちの自宅と学校の間の中から安全を図るために主な幹線道路に、できるだけそれらを集めて安全を図るということでやっているわけですが、そういう意味ではすべての道路、町内の道路が通学路になりますので、とにかく交通安全教室なりあるいは学級でのいわゆる学級指導による交通安全指導、そういったことを丁寧に子供たちに意識づけを図り、またその具体的な事故防止の方法なりあるいは危険な状況なり事故の具体例とかそういったものを指導していくという面がまずは大事なのかなというふうに、指導面がまず大事なのかなと思っています。それとあわせて関係機関への働きかけ、あるいは県への働きかけということについても努力してまいりたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） 教育長、あえてそういうことでないですけども、感謝の意を込めて先ほどのお話でしたけれども、そういう観点からまず現場、デスクじゃなくて現場ですね。横断ができないんだということをご理解していただきたいと思います。なお今後もそういう面では先生と言わず、学校の先生が朝あそこまで来て、授業前ですから私は本当に大変だと思います。現実大変だという思いを私たちが持っていないと、そういう子供たちに地域住民で安心安全ときれいごとを言ってもできないんですよね。そういう意味合いから先生方には感謝を込めてお話ししたつもりでございます。

町長、町長も時間を見て町内の町道を見て回っているのは存じております。ただ町長、車からおりるとみんな期待するんですよ。ひとついろいろと気をつけていただかないと。どうも

やはり我々が見たのと町長が見たのと全く度合いが違いまして、「いやあ、うちの前を町長が通っていったんだ」と。おりなければよかったと思ったり、おれも。やはりそういう面で非常に町民の方々はいろいろな目で、期待したり要望したりということがいっぱいいろいろなことがありますけれども、そういう面から町長の信号機、命をかけることはないんですけども来年度ぐらいにぜひ設置をしていただきたいと思いますというわけです。

それから副町長、ちょっとお聞きしたいんですけども、町道から県道の方に移管されたということはお存じだと思うんですけども、やはり先ほど区画整理関係とのからみで、そのとき信号機がつけられるのではなかったかなというふうな思いがあるんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 加藤克明君、今二つ質問があるんですよ、されたんですね。まず最初に町長に、町長はもう答えたくて居るから、最初に町長に。その次、副町長ということで。

○15番（加藤克明君） 議長の言うとおりでございます。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） この大沼通りの信号機につきましては昨年12月、警察の方にお話ししたら、最優先だという大河原警察署の署長の言葉だったので、私も実はつくんだらうなと安心をしておりました。ところが、12月の2日に県警本部から来たんですね。そのときに来た時間帯が10時だったということで、県警本部の方ではほかの渋滞から比べると優先順位は低いという判断をされまして、そして今年度は無理ということをお話があったわけです。私は議会で答弁しなければならぬということですから大河原警察署に、実は12月6日だと思っておりますが大河原警察署に赴きました。そのときには、議員さんもそうなんですが、県会議員さん等もいらしていたというお話がありました。それで12月6日に、もう行政レベルではだめだということで、署長の了解をもらって政治的に動いていかというお話をさせていただきましたら、署長はもう政治的に動いて構わないという了解をいただきましたので、実は県会議員お二人に県警本部に行くようにお話しする一方、国会議員二人にお話しをしました。うち一人は公安関係の秘書さんしかお会いできなかったんですが、その秘書さんも県警本部の方に行ってくださいました。それから私のネットワークで県の土木の道路課長ですね。道路課長は交通規制課長とお友達なものですから、あなたの方からも何とかしてくれと。この3本のルートで実は政治的に動かさせていただきました。結果は、ことしはやはりもう配分が決まっているので無理だということなんですが、国会議員の先生の秘書さんから、来年度は、正規のルートでは、ルールではやはり優先順位はほかの方が上回っていると

ということなので、別枠で入れるということでお話しいただきましたので、これを信用して来年度は別枠で必ずつけてもらえるという思いでおりますので、これからも大河原警察署等とともにその別枠について注視をしていきたいというふうに思っております。公安委員会関係の国会議員の秘書さんでございますので、政権が交代しない限り大丈夫かなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 次に、副町長。

○副町長（平間春雄君） あの当時の区画整理事業とのからみでございますが、船岡東部土地区画整理事業でございました。そのころは今の船岡さくら大橋の計画はあったわけでございますが、実際県の方で事業を行っていただいていたのが槻木大橋でありまして、計画があってもいつになるかというのが全然見えない状況でございました。区画整理事業も順調に行きまして解散したんですが、解散した当時、大体若干事業費が余るといいますか、残ったのが大体当時の区画整理事業でございました。そのときは、区域内の生活のための多分防犯灯などを設置して町の方に寄附したというふうに記憶しております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） 何か元気がなくなったような気がしますけれども、私も。けさ夢を見まして、何か信号機がついた夢だったんですね。だからきょう一般質問するから自分もいろいろ住民の方々とかそういうことの思いが強いのかなと思ひまして目が覚めて、あそこはよく歩く道路ですけれども何にもついてなくて。何となくこれからはもっともっと頑張っっていかなければならないのかなと思ひましていたわけです。町長からも答弁ありましたけれども、政治的といういろいろな意味合いがあると思ひますけれども、私もいろいろな方々を通じて一刻も早く設置されるよう望んでいきたいというふうに思っております。なお、やはり優先順位とか、これからあそこだけじゃないのは当然だと思ひます。新栄通りも延長になりますとあそこにも必要になりますから、まず必要になるところを逆に計画を立てていかないとできないから私は言うんです。あそこにつけてあそこにつけなくてはならない、そういう順序が町の構想の中にあると思うんです。そういうことからあえて強く、あそこだけという意味合いじゃなくて今後の大沼通線、また町道の発展的な基幹的な道路、その整備だけじゃなくて安全と安心、そういうことの中から行政また議会の方も一緒になって取り組んでいかなくてはならないということで、そういう自分の気持ちでございますので、それなりに答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（我妻弘国君） 答弁をお願いします。町長。

○町長（滝口 茂君） 実は、警察署長とお話ししておりましたら、地元の警察署長に信号機を設置する権限は全くないんだそうですね。すべて地域を知らない県警本部の公安委員会の方で決めているというお話を承ったので、私は今後町村長会議で知事にお話ししなければならないというふうに思っているのは、県警本部だけではなくて地域の署長にある程度信号機の枠を配分できないかというのが1点。それから、信号機は県の金ですべてやろうとするから枠がないという話になるので、市町村で半分負担はできるというような制度をつくってそれで柴田町の町長が考える優先順位を決めて順次やれるような、そういう仕組みはできないかと、そういう新たな提案をしていきたいというふうに思っております。この話をしましたら、大河原警察署は、そうすると全体の信号機のコントロールが難しいというようなお話もあつたんです。ですけれども柴田町に1個ぐらい、柴田町のすべてとは言いませんけれども、補助ですね。私たちから言ったら防犯灯の地域での補助制度をつくりましたけれども、ああいう制度をつくって、とにかく一番今町長にお願いされているのは、いろいろな要望がありますけれども、交通関係で権限のないところがあるんだという実情を知事にお話しして、そういう信号機の補助制度みたいなものをつくっていただくよう来年の町村長会議で提案したいなど。そういうふうにして、一番要望の多い信号機について、これからも早めにつくよう努力をさせていただきたい。そのときには行政的な動きは私がやりますので、政治的な動きがあつたときにはご尽力賜りますようお願い申し上げまして回答させていただきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。

○15番（加藤克明君） 終わろうかと思ったんですけれども、信号機に関しまして県の方に指定寄附ということでお話ししました。そうしましたら、指定寄附を受けないと。今町長がお話ししましたから言うんですけれども。そんなに県で、裕福とかそういうことじゃなくて、ここに必要でどうしてもここに指定寄附をしたいという方がいらっしゃいまして聞きましたら、町長が言うように、そういうことをつくってしまうといろいろこれからそういうことが逆に言えばいろいろな形で変わって大変だということで、町長が言うとおりでございました。なおやはりその思いを、寄附をしたいという方がいれば、町長、受け取っていいですよ。何かの形でもいいですから。

以上、終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて、15番加藤克明君の一般質問を終結いたします。

次に、7番広沢 真君、直ちに質問席において質問してください。

〔7番 広沢 真君 登壇〕

○7番（広沢 真君） 7番、広沢 真です。大綱2問お伺いします。

一つ目、求められる自治体の地域おこしの積極的支援策。

地域の雇用を担い、地域経済を支える中小業者の経営が危機に瀕しています。急減した仕事量が一向に回復せず、先行きの見通しも立たない中で、価格破壊の進展が「売れない」、「売れてももうけが出ない」という悪循環を生み出しています。不況下で必死に踏みとどまってきた業者も、急激な円高の追い打ちなどで耐えられないと悲鳴が上がっています。地域の雇用を支える中小企業・業者の危機は、地域の雇用、地域経済そのものの危機に直結しています。民需が低迷している今こそ、国や地方自治体の発注する官公需を地域の中小業者の仕事おこしに活用するとともに、民需を掘り起こして仕事おこしをすることが求められていると考えます。

自治体が地域で集めた税金を地域で使うことで、①仕事をつくり出す、②仕事が地域の中小企業・業者に回る、③地域に雇用と所得が生まれる、④所得が地域で消費され地域を潤す、さらに五つ目として自治体の財政も潤い、さらに地域に仕事を生み出せるという新しい循環。地域の悪循環を断ち切り、自治体の発信で新たな経済循環をつくり出すということがあります。

前述のとおり、自治体による地域の仕事おこしには二つの側面があります。その一つ目は、自治体が直接発注することによって仕事をつくることでもあります。本町でことし4月から始まっている130万円以下の小規模修繕工事を入札なしで業者が受注できる小規模工事希望者登録制度もその中の一つですが、そのほかにも役場に直接納入する文房具などの備品購入、管理する施設の清掃や警備を委託、施設建設や道路の新設・改修工事の発注などの公共調達、いわゆるこれが官公需であります。本町でも施設工事の発注や道路改修・新設の工事発注は町内業者に可能な限り発注していることは周知のことです。また、公用車の車検などでもでき得る限り町内業者を利用しているようですが、そのほかはどうなっているでしょうか。

1) 文房具等の発注の現状は。

2) 地上波デジタル移行での機器の買い替えは。

実際に町内業者に発注している様子は私自身も見ていますが、全体の状況を伺います。

二つ目は、自治体が民間の需要いわゆる民需を掘り起こすやり方です。

全国で個人住宅の増改築やリフォーム工事に対し自治体が助成をする制度が広がってお

り、10月末現在で29都道府県の175自治体になっています。これまでも何度か一般質問で取り上げてきましたが、いよいよ町内でも制度導入が求められていると感じています。ことしに入ってから県内では加美町が制度を導入しました。石巻市に続いて2例目ですが、現在白石市が制度導入に向けて原案を作成中という情報もあります。また、9月の県議会ではリフォーム助成制度導入に向けた請願が出され全会一致で採択されるなど、東北の中では導入がおくられてきた宮城の県内でも制度導入に向けて動きが活発化してきています。

他県に目を向けると、岩手県の宮古市の例が特筆すべき成果を挙げてきています。宮古市は20万円以上のリフォーム工事に一律10万円補助するもので、当初予算は5,000万円、500件相当を計上していましたが申請が殺到し、3度にわたって増額補正し、合計3億5,000万円、3,500件相当にまで大幅に拡大してきています。市の積極的な広報活動と業者の営業活動が相乗効果で成果を生み出してきているものであります。これまでに2,221件、約10億1,000万円、これは10月15日現在の数字で、データをとるたびに数字が変動していますのでとりあえずこのお話をしますが、この分の仕事が地域に生まれています。受注業者は200を超え、そのほとんどは一人親方や家族経営の零細業者だそうであります。工事費用の平均は約45万円で、補助金の4.5倍の仕事を生み出し、産業連関表をもとに計算すれば16億円の経済効果に相当すると言われていています。また、この補助制度が建設関連にとどまらず小売り、サービス、飲食など幅広い業種に効果が波及し、地域の活性化が見えてきているとされています。

経済効果と現在町の業者が抱える状況から考えても、今こそ住宅リフォーム助成制度の導入が必要と考えます。町の考えを伺います。

大綱2問目、**命と健康を守るため、経済的困窮を抱える町民に医療の機会を。**

経済状況が一向に回復の兆しを見せず、経済的困窮を抱える人がふえ続けています。その中でも、経済的理由で医療にかかれず、病状が悪化したり命を落としたりする例が後を絶ちません。国保加入者に対する窓口負担の一部負担金の減免制度は以前から取り上げてきましたが、災害などによる経済的困難の激変緩和策で、恒常的に困難を抱えた人には利用できないものであったため、本町では利用者がありませんでした。国も重い腰を上げこの問題点についての検討を進めてきて、十分とはいえませんが改善が見られます。そこで伺います。

- 1) 町として厚生労働省からの通知を受け制度を改善する考えはあるか。
- 2) 生活保護制度との連携で医療の受診に切れ目がないような連携をとれないか。

以上、伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） 広沢 真議員、大綱2点ございました。

まず地域おこしの関係でございます。1点目、文房具等の発注の現状でございます。21年度決算ベースで、消耗品費の購入総額は6,840万円であります。消耗品はそれぞれの部署で必要とするものを必要とする時期に購入していますが、購入先については町内業者を優先するように周知し実施しております。しかしながら、町内に取り扱う業者がない場合とか特殊なものについては、指名願いが提出されている専門業者から調達しています。おおよそ町内業者からの調達率は80%から90%と認識しております。今後とも町内業者を優先して購入するように周知徹底してまいります。

次に、地上デジタル移行での機器買いかえについてでございます。平成23年7月に現在のアナログ放送が終了することを受け、町内51施設に地上デジタル放送対応テレビ193台、ハイビジョンレコーダー30台設置を平成21年度に実施しました。発注方法は町内家電業者3者による指名競争入札で、契約額は2,145万2,000円ございました。1)の文房具等の発注と同じように、町内業者で調達できるものは町内で調達していることをご理解願います。

3問目、住宅リフォームの関係でございます。不況が深刻化する中、町では小規模事業者向けの融資制度の普及啓発や、国のセーフティネット保証を活用していただくための特定中小企業者の認定に取り組んでいるところでございます。また、商工会が実施しているプレミアム付商品券のプレミアム分の全額補助や、柴田町スタンプ会が発行するエコポイントの割増分への補助など、個人消費を喚起し地域経済に寄与する事業を進めてまいりました。一方、建設業界においては、町が発注する小規模工事で1件130万円以下の工事や修繕工事について、個人事業者や中小企業者が受注できる機会が拡大できるよう、小規模工事等契約希望登録制度を本年度から実施しているところでございます。ただ、希望登録者が想定より伸びていない状況であることから、さらなる町内の個人事業者や中小企業者の仕事の確保を図り、地域循環型経済の活性化に結びつけていくための緊急経済対策として、住宅リフォーム助成制度の創設は有効であると考えています。今後は助成金の額、助成対象者、助成対象工事等の制度設計を行い、おおむね1,000万円規模で平成23年度の新規事業として取り組んでまいりたいと考えております。

大綱2点目でございます。

1点目、制度を改善する考えはないかということです。本年9月、厚生労働省より通知がありました。内容は、失業等で一時的に収入が著しく減少した国保加入者に対する医療機関窓口での一部負担金の減免基準を定めたものでございます。今回国が示した基準は3点ありました。1点目は入院療養費であること、2点目は収入が生活保護基準以下であること、3点目は、預貯金が生活保護基準の3カ月以下であることとでございます。すべての基準を満たす場合、減免した分の半額は国が交付金で補助するという内容でありました。景気悪化に伴う生活困窮者の支援や医療費滞納による病院の負担解消が目的となっており、市町村に対する技術的助言というものでございました。町では規則により減免規定を設けておりますが、今回国が提示した基準も含め、今後適用していく場合どのような事象がどの程度該当するようになるのか、関係機関との調整を含め、他市町村の動向などを踏まえながら対応していきたいと考えております。

2点目、生計が困窮状態であると思われる場合には、生活保護担当課へ案内しています。また、通常困窮状態であるということは医療に限らず高熱水費、家賃、住宅ローン、教育費、食費等々生活全般と考えられますので、生活相談担当課を含め関係機関、担当部門と連携を図りながら対応を密に行っているところでございます。ただいまご質問にありました受診につきましても、医療施術が途絶えることのないよう速やかな連絡調整をとり合っているところでございます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君、再質問ございますか。どうぞ。

○7番（広沢 真君） まず官公需の問題ですが、私も実態として町内の業者のお話も聞いていますし、それから実際に納入している姿を見ていますので、そこについては今後もぜひ町内業者を優先にということをお願いして努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

そして、リフォーム助成制度です。積極的なご答弁、大変ありがとうございます。この問題、私実は平成17年の6月議会、議員に当選して初めての一般質問で取り上げて以降何度か取り上げてきて、今回の積極的なご答弁に至るまで、やはり世の中の流れが大きく変わってきたかなということを強く感じています。最初の質問のときに答弁があったのを覚えていますが、やはり個人の資産に対する助成を公費で行うということについてはまだコンセンサスが得られていないというのが答弁の趣旨だったと思います。それについて、やはり時代の流れといいますか、それを覆すだけの経済状態の困窮が生まれてきているのかなというふうに

も思います。先ほどの一般質問の最初の文章以外にも、秋田県で県としてリフォーム助成を取り入れてきているということがあって、これは都道府県としては初めての助成制度ですが、広がりを見せかけてきているということでもあります。導入についてかなり前向きにとらえて検討していただいていますので、そこについてはさらにもうちょっと先に進んだ形での内容に踏み込んで提案をさせていただきたいなというふうに思います。

それで、まず今回の住宅リフォーム助成制度については、今全国で進められている実践例の中では、大枠に分けて二つのタイプがあります。一つは、これの方が実は多いんですが、総工費の何%、上限で何十万円までというような事例であります。例えば県内の事例でいいますと石巻市、工事費10万円以上の工事に対して助成率が10%で、上限が20万円というのが石巻市の事例です。加美町でいうと、5万円以上の工事でも20%、上限が10万円というのが県内で行われている助成制度の概要です。それともう一つが、一律いくらという方法をとっている方法であります。一般質問の最初の例文に出しました岩手県の宮古市については、20万円以上の住宅リフォーム工事について一律10万円ということをやっている制度なんですが、どちらの方向で考えているのか伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） ただいまおっしゃられた件は定額制度だったり定率制度と言われているものだろうと思います。これから町の中でも制度設計をしていかなければいけないというふうなことがありますので、私とすれば今現在は定額というふうな方がやはり多く知れ渡るのではないかとこのように考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 私もその定額という方向の方が柴田町に合っているのではないかとこのように思います。というのは、定率だと、最初に当然申請のための書類を提出してもらったときに工事の見積もり等の書類が出てきます。ただその工事の見積もり等の書類を精査して、はたしてこの工事額が適正かどうかというのを厳選した上で割合を編み出すという作業が必要になりますので、人手と時間がかかります。ですからその経済対策として考えた場合に、審査に1週間、2週間かかって工事着工が1カ月後なんてなってしまうと十分な経済効果が得られないということになりますので、柴田町で人の手をかけずにやるという制度ではやはり定額制がいいというふうに私も提案したいというふうに思います。

それで、助成の対象ですが、それについてはどのような対象を考えておられるでしょうか。というのは、宮古市などではかなり助成の対象も幅広くとっています。その部分につい

てお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） まず大体対象となるものというふうなことになるかと思えますけれども、居住されている、リフォームでございますので住宅というふうなことでございます。所有されているというのが当然限定になりますので、持ち家というふうな考え方を持っています。それから現段階で石巻とか加美町とかの事例もあるんですけども、当然宮古市の事例も調べさせていただきました。そういった中で、やはり中小の企業といいますか、極端に言うとなんか一人親方への発注もあるだろうし、ふすま屋さんとか畳屋さんとかも入ってくるケースも多々考えられますので、そういった修繕等々、それからいろいろな分類はあろうかと思えますけれども屋根の雨漏りとか、それから段差解消、バリアフリーなんかも当然入っておるかと思えます。そういった中で、発注者の方が当然使い勝手をよくするためにリフォームをするわけですから、余り多くの制限を設けてもなかなか難しいだろうというふうなことで、ただできない部分、リフォームなので床面積をふやしたり何かというのは当然建築家の確認行為も必要になってきますのでそういったものは今リフォームの対象外というふうにご検討をいたしまして、そこの中でできる範囲のものを詰めていきたいというふうにご検討をいたしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） ちなみに宮古市では大枠でリフォームの対象の中身としては、一つ目はCO₂の削減目的、それから生活への支障改善目的、住んでいる住宅の不具合を解消する目的ですね。それから水洗化目的、それから耐震化などの災害対策目的、それと住宅の長寿命化目的ということで大枠を組んでいまして、一番多いのはやはり住宅の長寿命化目的ということが挙げられています。ただこれだけ幅広くとっていますと受注している業者も幅広くなりまして、住宅リフォームで施工している業者トップ10というのがありまして、1番目と2番目が畳屋さんだそうです。3番目が屋根塗装、4番目に来てようやく大工さんが来ます。6位にガラス屋さん、そして10番目には水道配管の工事でトイレの水洗化の業者さんというのが出てきますので、やはり幅広い業種に利用できる、そういう制度をぜひ検討していただきたいなというふうにご検討をいたしております。

それで、もう一つ。気になるのは、利用しやすい制度にするための手続の仕方でありまして、実は先日町長にお時間をとっていただいて町内の業者の人たちと懇談していただいて、その中で、先ほども話題に上がっている小規模工事希望者登録制度、この業者登録が少ない

ので業者の皆さんもぜひという話をしたんですが、その中で業者の皆さんが考えている申請に対してハードルを感じない程度と、やはり行政の方がこれぐらいだったらやって当然だろうというふうに考える手続の中身に大きなギャップがあるということが一つ明らかになったんです。その点についてはそのときに同じ制度をやっているほかの自治体の制度のあり方、もっと簡略化してほしいという要望をお伝えしましたが、その点で今回のリフォーム助成制度の手続について伺いたいと思うんですが、どのようにお考えか伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 一つは、やはりこの制度は発注しようとする方が個人といいですか、家を持っている個人の方が発注者になるわけです。受注される方が町内に例えば事務所が介在するとか事務所、店舗をして持っているというふうな町内の業者というふうなことになるわけですので、そこの中で持ち家を持っている方がどのような修繕といいますか改装をしたいのかというふうなことを当然その業者と話し合いをして、当然見積書あるいはそういったものをつくって大体いくらになりますよというふうな約束事がございます。当方の方とすれば、そういったものを当然住宅を着工してからの申請ではちょっと受け付けられませんので、そういった書類が整った段階で町の方で受け付けをしたいというふうに考えていますので。あとさまざま、でき上がれば当然持ち主さんがこの施工でいいというふうな判断はされると思うんですけれども、あと検査というふうなものが出てくると思うんです。事例を見ますと、石巻あたりは直接行って現地調査をして確認をしてくるという方法とか、あとは施工前の写真と施工後の写真とその部分的なものをきちんとわかるような写真をつけてもらってそれで決定しているというふうなこともございます。当方でもそれらの部分についてはどちらの方法を選択するかということについてはこの制度の中で、仕組みの中でちょっと検討させていただきたいというふうに思っています、極力手数、手間がかからないで例えば補助できれば、一番経済対策としては活性化に結びつくというふうに考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） できればその検査の方法についても簡略化していただきたいというふうに思います。宮古の話ばかりになりますが、宮古の場合も思い切って業者との信頼関係において申請を認めて、もし仮に不具合があった場合にはペナルティーも科すよということの立場で臨んでいるということでもあります。ぜひその辺も酌んでいただきたいのと、あと思い切ってやったなというのが、私この実は宮古市の住宅リフォームの補助金の申請書の写しを持っているんですが、この中に「個人情報の取得。申請に関する審査のため個人情報を取得す

ることについて同意する。同意しない」と項目があるんです。当然申請に当たってはその自治体の住民であることを証明する住民票や、あるいはサービスを受けるに当たって税金が完納されているかどうかという書類の完納証明書ですね。それから土地、住宅の所有者がわかる書類ということがあるんですが、これについて小規模工事希望者登録制度の例を出しますが、町で申請をする場合に書類が足りないともう1回来てくださいと言われることが何回かあって、それで気分がなえてしまってじゃあいいやというふうになったという業者さんがいたという話を聞きました。それについて、相手側の同意が得られれば役場の庁舎の中でその手続をかわってやってしまうよということをやっています。つまり、例えば税の完納証明書が必要な場合には、申請者が直接税務課に行って完納証明書をもらってくるのではなくて、受け付けをした住宅リフォームの事務局から税務課に確認をとって、完納されていますという証明が得られればその時点で申請の要件にすると、満たしたということにするというようなやり方をとっています。これについてかなり英断だなと思っていまして、宮古市がこの住宅リフォーム制度をスタートさせたときに、かなり市長さんの英断で、経済対策としてやるためには申請も簡略化する必要があるから思い切ってやりなさいということでこういうことを取り入れたという話もあります。この辺もぜひ参考にさせていただいて進めていただければなというふうに思います。

それで、宮古市の場合、一気に爆発的にふえたという点については、業者と自治体の連携によって一気に市民に周知をしたということがあります。その勢いがいかにすごかったかというのを、実は岩手県の地方紙の記事というのを私何枚かコピーを持ってきているんですが、制度が始まる前から周知広報をやっていまして、ことしの4月1日から制度が始まったんですが、4月1日の時点で申し込みが179件来たそうであります。それで、その後も毎日30件程度の申し込みが来たということなんですが、時系列を追って、その4月1日の時点での話から次はこの4月13日の時点で378件、5月11日の時点で800件ということで、いかにすごい勢いで申し込みが進んだかということがわかると思うんですが。その意味で相当な、事前に例えば商工会であるとか市内の建築組合であるとかいう方々と打ち合わせをして、広報も自治体と業者がタイアップをしながら進めたという事例だと思うんですが、その点について私はこれもまた自由だと思うんですが、どのように考えておられるか伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 私も実は宮古市の、今議員さんがおっしゃられたようなのをちよっとインターネットで調べたり何かさせていただきました。確かにかなりの申し込みがあ

ったというふうなことで、あとそのほかに私は石巻にちょっと確認させていただいたんですけども、石巻はご案内のとおり22年の6月だったと思いますけれども、要綱なんかを定めまして実施されているというふうなことで、現実的には結構申し込みが多くなり過ぎて、非常に締め方が難しかったというふうなことで、23年度も継続するかどうか今協議中だというふうなことです。おっしゃられたとおります申請、なぜこの住宅リフォームが必要なのかというふうなことの周知用のパンフをつくったと、石巻の方も。その関係する商工会とかともいろいろ協議をして、そういった手続が町民の方々に届くように周知をさせていただいたというふうなことで、流れ、フロー、対象となるもの、対象とする工事、そういったものも一切フローをつけてそれを周知したというふうなことで、それが町民の方々に知れ渡って多くの申し込みがあったというふうなことで担当者の方からお聞きしておりますので、当方の方でもやはり周到な準備を図って進めさせていただければというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） その点については私もその業者さんと行って話を進めるというか、一緒に取り組んでいきたいという話をしていますので、ぜひ町の方に懇談なんかも申し入れたいと思っていますので、そのときにはぜひ町長さんも含めてお話を聞いていただければなというふうに思います。

それで、今のお話の石巻市も予算2,000万で出発しているそうでありますが、2,000万で4億ぐらいは見込めるんじゃないかというような経済効果を見込んでいるらしいですけれども、そういう点で、相対的に少ない予算で大きな経済効果を上げられるという制度になってきています。ぜひとも業者にとっても、それから町民にとっても利用しやすい制度というのを突き詰めて考えていただいて、何とか今苦しい状況に置かれている業者さんの生活を救うという意味でも、仕事づくりで。時期が遅くなってもあれですので、検討するというふうにはありましてできる限り早い時期に制度設計が終わって出していただけるように要望して、この問題は終わりたいと思います。

大綱2問目に移ります。

大綱2問目についてですが、国保法44条に基づく窓口負担の一部減免制度の問題であります。これについてもまたかと思われるぐらい私も何度か取り上げているんですが。先ほど来町長のご答弁にもありました9月13日付で厚生労働省からこの問題についての通知というものが出されて新たな基準、先ほどのを繰り返しますと、入院療養を受ける被保険者の属する世

帯。二つ目、世帯主及び当該世帯の属する被保険者の収入または組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者の収入が生活保護法以下。3、かつ預貯金が生活保護基準、だから5万円の3カ月分以下ということですかね。そのいずれにも該当する世帯ということで、この三つをすべて網羅するということが条件だという新たなつけ加えがあります。これまでの基準ですと災害や事業の休廃止、失業、農産物の不作・不良等により収入が著しく減少したときということで、基準があってないような、具体的な数値的データも入っていないような基準でしたので、必要十分ではないけれども一定の前進はあったかなというふうに思っています。先ほど来もその検討する内容のお話は出てきましたが、特にこの通知に当たっては、実は国会の議論の中で政府答弁がありました。日本共産党の田村智子参議院議員が9月13日の参議院厚生労働委員会で、実際に減免制度を実施している自治体の中にはもうこの基準を超えてやっているところがあるよと。じゃあどうするんだという話を質問したわけですが、それに対して政府答弁は、今回示した国の基準というのは、先ほどの町長のご答弁の中にもありましたが技術的な助言であって、これについて自治体が上積みをして制度を拡充することについては妨げないむしろ望ましいという答弁がなされています。その点ではぜひ積極的に制度の上積みというのを考えていただきたいということなんです、今もし考えていることがありましたら伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 制度の上積みということでございますが、まずもって今回の国の制度の見直しの関係、今議員からお話があったとおり、基準の改正があったわけなんです、まず要綱をつくっている市町村が全国で大体6割しかまだないということですね。問題点なんです。要綱をつくっていても、今度は減免する基準が各市町村ばらばらの内容だというふうなことで、これに医療機関での滞納の未収金問題がからんで今回国の方が改正したという形でございます。そういうふうな制度の見直しを町としてどう考えるかということなんです、国の方としては先ほどの3点、入院の関係、それから生活保護基準以下であること、預貯金が生活保護の3カ月以下である、このすべての基準を満たす場合に国は交付金で半額補助という形になるんですが、町の方とすればこの基準を満たさなくても現行の基準では災害の所得割合によって減免基準を定めておりますので、逆に国の基準の方が枠が狭いいいいますか、そういう形になります。ですから、町としては今後、先ほど言ったように各市町村ばらばらだというのがやはり一番問題だと思いますので、本来であれば県下統一した要綱等ができれば一番いいのかなというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 県の話もあるんですけども、柴田町から発信してもいいんじゃないかなというふうに私は思っています。

それで、特に具体的な事例でこういう人が救えるような制度というふうに提案したいんですが、一つは私が経験した中で昨年、9月でしたか、実は仙南派遣村というのをいくつかの団体が集まって3カ月に1遍やっています。先日で5回目を数えましたが、私もそこに毎回相談員の一人として参加しています。その中で柴田町民の方から相談を受けたのが、一つは年齢的に仕事がなかなか見つからずに生活的に困窮しているということで、新たなステップも含めてキャリアアップをするために何か資格も取得したいという話をしていたので、ハローワークで紹介しているヘルパー2級の資格をとる講座を紹介して受講していました。その中で、ヘルパーですから介護の現場で実習が必要になります。その現場の実習に行くときに健康診断を受けてくださいというふうになりました。健康診断についてはその実習の中で費用を見てもらえたんですが、その中であなたはウイルス性肝炎に感染していますので検査を受けてくださいという方がいました。ウイルス性肝炎にかかっていると当然さまざまな場面で感染症対策をしなくてはならないので、しっかりと検査を受けた上で感染症対策をしたら実習を受け入れますよということになったんですが、検査をするお金がない、受診をする、一部負担金を払うお金がないというふうになってしまったんですね。こういう場合どうするかという点で今現在、例えば先ほど来言っている窓口負担の一部減免制度では残念ながらまだ救う事例に入っていないというふうに私も考えています。こういう人が救えるために制度を改善してほしいと言っているんですね。この人についてはその仙南派遣村に構成団体の一つとして参加していた医療生協に頼みこんで、料金は後払いで検査を受けさせてほしいということで受けさせていただいて、ご本人については親戚からお金を借りて後から支払いを済ませたということにはなっていましたが、ただそういう事例を、例えば1医療機関の善意に基づく救済で済ませないで、やはり公的にしっかり保証する必要があるのではないかということでもあります。それと、同じような事例というかこれも生活困窮の話ですが、生活困窮をしていて窓口の一部負担金が払えずに受診を控えていたと。もともと糖尿病と高血圧を抱えていた人でしたが、3カ月間治療を中断しました。その結果、脳梗塞になって救急車で南東北病院に運ばれるという事態がありました。結果的には本人にとっても、それから保険者である町にとっても高額の医療費が発生してしまったという結果であります。こういう状態を放置せずに健康を維持することが結果的には町の持ち出しも少なくすることができるという

のは皆さん当然ご存じだと思うんですが、そのすき間を埋める制度をこの国保法44条の制度でつくることができるのではないかというのが私の提案であります。その点で、医療費が高額医療費にならないためにも、早期受診、早期治療ということについてどのように考えておられるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 国民健康保険の方でも、やはり予防の方に重点を置いていただいて、早期に病気を発見していただいて重篤な病気にならないようにというのが基本だというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） それでは、生活困窮の中で受診を制限している方に対する救いの手を差し伸べることがやはり必要だと思うんです。そこでさらに一步踏み込んでお話しをしたいのは、この一部減免制度というのは要するにすき間を埋める制度だということなんです。厚生労働省の通知の中でも期限を3カ月と切っているのが意味があって、3カ月を超えるようだったら医療費も含めて生活保護の申請をするということを考えなさいというのがこの制度の趣旨であります。ですから過渡的な制度だということなんです。だから、実際生活保護の受給が認められれば医療費も含めて生活保護から出ます。ですから、これによって多額の医療費が町として生じるということは制度上あり得ないと思うんです。ですから、その意味できちんとした、質問の趣旨にもありましたが、連携をとって間を埋めるような制度拡充をしていただければ、町として大きな負担なく、しかし医療を受診できる仕組みをつくることのできるのではないかなというふうに思うんです。その考えに同意できるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 国の今回の改正については、一時的に収入がどっと落ち込んだ方々が対象です。当然町の方の要綱もそのような一時的に収入が落ち込んだというふうなことで、恒常的な低所得者の方は想定していないというふうなことです。今議員さんがおっしゃったように、じゃあ恒常的な方、低所得の方々についてはどうするのかというと、それは福祉的なものですね。それから医療制度においてもさまざまな減免規定等々がありますので、それに基づいて当然減免した場合には国・県の負担もあるということでございます。ただ、その減免した場合でも、すべて国・県の負担、町の負担ではないんですよ。当然調整交付金で入るにしても残りはやはり保険料とか何かに影響してきますので、大変健康保険の

方の財政がひっ迫しておりますので、そういった意味で今回2分の1の交付税が入ってくるというふうに国は財政的な支援も認めたということで大きく前進はしたのかなというふうには思っております。ただ、恒常的な低所得者対策につきましては今後やはり福祉的な関係がございますので、そちらの課の方ともきっちり連携をとって個々の対応をさせていただくという形になるかと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 生活困窮者というのは相談に来た時点でもう既に何らかの健康的問題を抱えている人がほとんどです。年齢を重ねていけば当然高血圧あるいは糖尿病などの慢性的な疾患を抱えている人が半数以上ですね。そういう部分を考えれば、その相談を受けて生活保護を申請して受給できるようになるまでの期間というのもリスクに含まれるわけです。その期間に何かが起こって倒れるなんていうことも十分考えられるわけですね。その点でもどういうふうな時間があるのかということですが、生活保護の申請をして答えを出すまでは、2週間以内には必ず答えを出さなくてはならないということが法律で決められています。ただその中で、既に健康を害している場合にはその2週間の間というのがやはり問題になるんですよね。ちょっとこれは福祉課の方に伺いたいんですが、生活保護を申請して、いわゆる生活保護による医療券を交付できるようになるのはいつの時点でしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） あくまでも許可というんですか、認可がおりた時点というようなこととなります。ただし、町の方ではまず申請日が認可日というような前提の中で、ご本人の方々に医療機関についてはその日から受診できるような形で窓口はその辺の説明をしてくれというようなことを言っております。病院の窓口等についても何ら今までトラブルもないというような状況になっておりますので、その辺は生活保護を受けての医療、連携はとれているのかなというふうには考えておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） そうなるとやはり、これは前にも言ったことがあるんですけども、ダイレクトに例えば医療の問題で健康推進課や福祉課に来てくれればそういう対応ができるということは今ご答弁の中でも伝わってきたんですが、要するにそれ以外の場面で、例えば先ほどの最初の答弁にもありましたとおり、生活困窮者が抱える、そして窓口相談に来る場面というのは例えば上下水道課があります。家賃の滞納で都市建設課があります。それから税金その他の滞納で税務課があります。これらのそれぞれの窓口に来た時点でそれを必ずし

も福祉に結びつけてやっていただけるかどうかというのは、非常に今重要になっていると思うんです。その点についての連携を、一歩進んだ形で考えておられるかどうか伺いたいと思うんですが。

○議長（我妻弘国君） どなたに。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） これはやはり生活困窮者の方々に対する連携の部分だと思うんですが、先ほど回答の中でも話をしておいたわけなんです、いわゆる困窮状態であるということは医療に限らず教育費から住宅ローンからすべてなんですよね。そういうことは本町としても各担当課皆承知しておりますので、その辺については連携を図りながら対応するという形で今後とも進めていきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 時間がないので最後になりますけれども、どの窓口に来てても役場だったら困っていることについては相談に乗ってくれて、また次の機会に来てくださいというふうにならずに1回でいろいろなことがやってもらえるというようなそういう役場にぜひなっていたきたいなと思いますし、今具体的に努力もされているというふうに思います。その点での各課の連携も含めて、研究と、それから実践をさらに強く要望しまして私の質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） これにて、7番広沢 真君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後 0時06分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番水戸義裕君、直ちに質問席において質問してください。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番、水戸義裕です。

災害発生時の救助を考えるとしてお聞きします。

災害救助の専門家によると、発生から48時間から72時間を救出・救助期と言い、72時間を過ぎると救助できる負傷者の割合が1割以下になると言われています。このことを理解した

上で被害想定に基づく救助訓練やマニュアルづくり、体制づくりをすることが重要だと考えます。

ことしも本町では大規模な防災訓練が実施されましたが、これとは別に各地域自主防災組織主催で、防災訓練が町や消防署の協力のもと自主的に行われています。私の住んでいるA区でも先月21日に防災訓練が実施されました。緊急連絡網による集合訓練から始まり、AEDを使った救護訓練や消火訓練という内容でした。実施してみても課題も見えたと思いますが、訓練なくして何が課題なのかも見えてこないことから、訓練を続けることが課題解決になるものと思います。

先日、災害などの救急救助について、クラッシュ症候群というのを知りました。救助後に起きる症状で、心不全をおこし、致死率は高いものだそうです。災害発生ではさまざまなけがなどを負うこととなります。また、避難中に、いわゆるエコノミー症候群という血栓症やPTSD、心的外傷後ストレス障害など、肉体的・精神的にさまざまなものがあるとされています。阪神・淡路大震災においてけがで入院した人のうち1割以上がこのクラッシュ症候群で、死亡原因の中で割合が高かったと言われています。震災当時は医師の間でも余り知られていなかったようで、まして我々一般人の間で知ることもありませんでした。

災害の規模が大きくなれば、最初の3日間は公的な救助は望み薄と言われています。阪神・淡路大震災では救出作業の8割が周りにいる住民による救助活動だったといい、その後ボランティア活動というのが多くの人に意識づけされたことはご存じのとおりです。災害の現場において救助活動が住民の共助と協力で行われるとしたら、このようなさまざまな症状や症例などを理解してもらうことは重要ではないかと考えます。

そこでお聞きします。

- 1) さまざまな被災の中でも代表的に今回はクラッシュ症候群についてお聞きします。
- 2) このようなこと、いわゆるさまざまな症状や症例などを理解してもらうことを普及することは無理か。あるいはするとすれば自主防災組織の学習会とか、特集のようなことで広報またはホームページなどで広報活動ができないか。

大綱2問目、**請願等の実現性を問う。**

請願とは、憲法第16条において、「何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」とあります。この請願権は国民の権利であり、未成年者や法人、団体、外国人にも認められているものです。所定の要件を備えていれ

ば議長はこれを受理しなければなりません。その後議会ではおおむね委員会に付託、審査され、採択あるいは不採択すべきものに区分けされ、最終的に本会議において判断がなされます。そして、地方自治法第125条「採択請願の処置」において、「普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認められるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる」との記述があります。しかし、採択した請願の法的効力については、「議会が請願内容に賛成であるという意思表示ではあるが、その願意について法律上はなんらの保障規定がない」というものです。つまり、採択されたからといって必ず実現されるとか何らかの措置を講ずるなどの法的義務はないというものです。しかしながら、昭和22年3月、憲法が施行されたと同時に施行された請願法の第5条で、「この法律に適合する請願は、官公署においてこれを受理し、誠実に処理しなければならない」とあります。つまり、受理した当該機関は誠実に処理し、その実現に努めることを要請されているものであると思います。

そこでお聞きします。

1) 本町では、例えば道路行政などにおいて、平成10年以降、議会において採択された請願の対応はどのような状況にあるのか。

2) 二元代表制の一方として住民意思の決定機関である議会が採択した請願について、町としてどのようにとらえているのか。

以上お聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員の質問、大綱2点ございました。

まず、災害発生時の救助関係でございます。

1点目、クラッシュ症候群が広く知られたのは最近であり、このことは知っております。1995年1月17日の阪神・淡路大震災で、がれきの下に埋まった状態から救出された人が、数時間たった後に症状が急に悪化し死亡した例が多数に上ります。これは俗にクラッシュ症候群と呼ばれるもので、このときはまだ一般に広く認知されておらず、概算の記録ではありますが少なくとも372人が発症し、そのうち50人が亡くなっております。これを契機に日本ではクラッシュ症候群が認知されるようになり、災害医療のあり方も大きく変わったものであり

ます。クラッシュ症候群はがれきなど重いものに腰や腕、ももなどが長時間挟まれ、その後圧迫から解放されたときに起こるものであります。クラッシュ症候群は救出された直後は症状が特になくケースが多く、重症でもわかりにくいいため見落とされてしまう場合が多いようでありますので、救出後は透析できる施設にできるだけ早く搬送する必要があります。クラッシュ症候群を防ぐため、救助する側の消防と災害医療に携わる医師、看護師等関係機関と連携を密にし、対処してまいります。

2点目、クラッシュ症候群を防ぐためには早期発見、早期治療が災害医療では大変有効であると聞いておりますので、自主防災組織や町民の方々につきましても事前にクラッシュ症候群を正しく理解することが必要であると思っております。議員のご質問にありましたように、自主防災組織における学習会や町広報誌等を活用し、クラッシュ症候群に係る情報の提供に努めてまいります。

大綱2問目、請願関係でございます。2問ございました。

まず1点目、採択した請願はどのぐらいあるかということでございます。道路関係は6件、8路線が採択されております。このうち水路改修の請願である下名生字大畑脇地内の町道下名生24号線は平成21年度の道路改修工事で、また中名生字熊野地内の町道中名生2号線古河都市下水道1号橋ガードレール設置の2路線は対応済みですが、町道船岡西6号線拡幅など6路線が未対策となっております。これには理由がございまして、進展しない理由として、財源や土地問題などの利害関係から採択されても実施に至らなかったことが挙げられます。その後、平成10年12月17日付で請願採択された町道四日市場1号線について、平成22年度社会資本整備総合交付金事業に取り込むことになりました。今後とも請願路線が議会採択される行為の意味を重く受け止め、事業化に向けて着実に対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目ですが、ご承知のように、請願は日本国憲法第16条により国民に認められた権利の一つでございます。町議会への請願の方法については地方自治法第124条に規定されております。また、同法第125条には、議会が請願を採択した場合、町長や教育委員会などの執行機関において措置することが適当と認めるものは執行機関に送付し、かつその請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができるものとされています。このようなことから、町民の権利として行使される請願について、議会での採択を行ったものに対しては、町長や教育委員会などの執行機関は真摯に取り組まなければならないと考えております。ご質問の請願については二元代表制、そして今話題になっておる議会内閣制であろうと不変なものと思っ

おりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君、再質問はありますか。許します。

○9番（水戸義裕君） クラッシュ症候群は確かに今答弁であったとおりです。それで、いわゆる災害の場合の救助活動、救護活動というのは自主防災組織においても当然なされるということと、そういうことで私もこれまで自主防災組織については何度か質問をしてきました。そのクラッシュ症候群がわかったということでは、非常にメンタル的なものがある。消防関係の方とか警察関係の方というのは、そういった面に遭遇する場合は我々一般人よりはるかに多いわけですね。火災のときの運悪く焼死したとかということも。そういった方たちでも落ち込むというか、惨事ストレスというんだそうですが、そういうのに落ち込んで仕事が手につかなくなるといったことが最近言われています。そういったプロの方たちでさえもそういうことで、我々一般人が自主防災組織で救護しに行ったときにそういうものに遭遇するということでは、どういうふうにもその辺を考えられるかということでお聞きしたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 今議員ご質問のとおり、当然救護に通常行っている警察であるとか消防団であるとか消防職員であるとか、いろいろな災害の場面にあって確かに落ち込んでストレスがあるというのは聞いております。確かに阪神・淡路大震災の救護例を見ましても、やはりがれきの下から救護したのは地域住民が80%というようなことがあります。このような場合に、当然そのような救護に当たってそういう場面を見ることによっていろいろなストレスが出るとは思いますが、そういうストレス等の処理についても、当然専門の医師であるとか看護師の方々の指導を仰ぎながら事後の対策をとらなければならないというふうにも認識しております。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、このクラッシュ症候群に対する正しい知識、これを普及することも大変重要と思っておりますので、今後とも自主防災組織の訓練時または町の広報誌等を通じまして、クラッシュ症候群に対する正しい知識の普及に努めてまいりたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） それで話をちょっと広げるということではないんですが、いわゆるクラッシュ症候群だけじゃなくて、惨事ストレスというのがあるんだそうですね。悲惨な場面に遭遇したことがいわゆるトラウマになって、身体的にも精神的にも参ってしまうという。と

ということでちょっとその事例を紹介しますが、ことしの7月ですか、埼玉県の防災航空隊のヘリコプターが墜落しました、山の中に。それが、私も本当にそんなところのニュースでしか知らなかったんですが、それ以来この航空隊は活動を停止していたらしいんです。11月になってやっと活動を再開したということなんです。その間ほかの、11月の9日から再開したとありますが、中止していた活動を再開するということで、同僚らを失ったショックを受けて任務に当たれなくなっていた隊員たちがいたと。7月から、11月になってやっとこれが再開の見通しが立って、医者からも精神的なショックを受けた隊員が活動を再開できるようになったと。これが7月です。そういったこと。それからPTSDという症状ですね。これが、阪神・淡路で経験した看護職員のうち10年後にも15%がそのトラウマにとらわれているというふうな惨事ストレスを経験しているということなんです。この辺について、全国的に消防署では消防署員にそういった心のケアということで今、勉強会というかケアをやっているというふうなことはだんだんできています。ですからクラッシュ症候群だけじゃなくて、災害のときには自主防災組織の人たちにこういうことがありますよと。救護、救助には無理はしないでくださいといったような内容のそういうカリキュラムを組んでやってほしいと思いますが、そういう予定というか、計画的というよりも今後そのようなことも考えたらやってほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 専門の航空隊であるとか専門の看護師等の方々もそういう場面に当たって非常に精神的なショックがあつて、なかなか精神的な負担が大変で、心のケアが必要だというふうになっております。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、災害時には当然隣近所での地域住民の方々が自主防災組織の中でいろいろな救助活動も行おうと思いますので、そのような精神的な場面にあつた場合についてはストレスもあると思いますので、まずは各自主防災組織にお願いしていることは、やはり地域住民の方々がいざ災害が起きたときにはそういう救助活動については十分安全を確認しながら救出に当たっていただきたい。万が一、後なんですけれども、結局そういう精神的なショックというのは後で知らず知らずのうちに出てくるということがありますので、当然今後そういう災害時にそういう心のケアも必要になってくるということもありますので、今後町の医師の方々であるとか看護師の方であるとかいろいろな専門の方々からご意見をいただきながら、災害時の心のケアについて検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） よろしくお願ひします。

それで、心のケアということになってくると臨床心理士という方の出番が当然出てくると。今、臨床心理士というと学校なんかにもスクール相談というんですか、そういうメンタルケアということで学校なんかもあるんですが、災害が起きたときには多数の方がそういうふうになってくるということでは、臨床心理士、これに精神科医、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士らでつくられた緊急支援チーム、クライシス・レスポンス・チームというんだそうですが、こういうチームが、主に今のところは西日本で組織されているんですね。静岡県では全国に先駆けて自治体と臨床心理士会との間に支援協定として結んだということがあります。臨床心理士というのはご存じのとおりなかなか数がありません。ありませんというか、ものじゃないので。おりませんので、もしその心のケアをするということをお計画するのであれば、この臨床心理士会が宮城県にもあります。一度コンタクトをとって話を聞いてみたらどうかと思うんですが、その辺についてお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 今、静岡県の事例をお伺いいたしました。宮城県にもそういう臨床心理士の方々もいっぱいいらっしゃるということであれば、この辺についても県の危機対策課などを通じましてそのような状況について資料などをいただきながら、またご意見をいただきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） よろしくお願ひします。

それから、ちょっとこれ、また知っているかといった話になるのは恐縮なんです。DMATというのをご存じですよ。災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームということで、DMATというのが。多分ニュースで災害のときとか、あと国際救助で何かで見たことがあると思うんです。背中にDMATと書いてあります。こういうチームがあるんですが、これはちょっと知っている知らないの話じゃなくて、これを調べていましたら、この講習を受けたというか、講座を受けている先生がいるんですね。中核病院に先生が一人いました。そういうことではなかなか心強いなというふうに思いましたので、何かのときというか、あればこの先生は、名前は後で言いますが、おりますので、もし何かあったときには。

それから、広島県では「救援や支援活動に携わっている方へ」ということでマニュアルみたいなものを発行しているんですが、例えば救援する人と救護される人というよりも、救援する

人に、「救援者も被災者と同じ状況に置かれています。救援者は自分自身のストレス反応を予防し、効果的な援助をするためにセルフケアの方法を身につける必要があります」といったように、救援者・支援者としての心構えから妊産婦への対応、乳幼児への対応、学童期以降の子供への対応、高齢者への対応、障害を持つ人への対応ということでこういった冊子を出しているんですが、今後町としてもそういった冊子というか、発行することも含め自主防災組織への教育ということでもこういう考えはないかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 今、広島事例でございますが、できれば、そのような救護者の心構えなどのマニュアル等があるということであれば、それらをちょっと参考にさせていただきながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（水戸義裕君） よろしくお聞きします。

本町でも昨年、地域防災計画が約10年ぶりに改訂されたわけですが、これについて今後というか、今ですね。発行されてから今、細かいところでちょっと项目的に変更があったというようなことはありますか。その辺をお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 地域防災計画につきましては19年度、20年度の2カ年にわたって策定したものであります。現在その地域防災計画に基づきまして災害対応をしておりますので、現時点では変更のところはございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 宮城県では平成16年に緊急対策課で宮城県防災会議地震対策専門部会が対策をつくっているんですね。それでことし、22年、23年の2カ年の予定で第4次地震被害想定調査を実施して、1回目の専門部会を開いています。この中で、「新潟中越地震のときに40名亡くなっているが、そのうちの24名、60%は建物が壊れた、土砂崩れで埋まったとかの直接的な要因によるものではなくて、エコノミークラス症候群とかの間接的な避難対策に起因した要因で亡くなっている」という議事録をちょっと読みました。これについて、ただか5年かそのくらい前ですけれども、そこから地震動の想定や地震動の評価方法のやり方が進歩したことによる被害量の変化とか社会状況の変化などによってということで見直されるというふうに。つくったら終わりではないということだというふうに言いたいんですが、それで先ほど聞いたとおり細かな点で変わったところがありますかというふうにお聞きしま

した。その中で、ちょっとお聞きしますけれども、防災計画の44ページの第9節、医療救護体制の整備の中の心のケアへの対応というところで、「災害により強い衝撃を受けた人に対し適切なケアができるよう、精神科医などへ災害時の協力を依頼しておく」とあるが、これについては実際はどのようなになっているかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 心のケア等について今の防災計画の方に掲載されておりますので、具体的にその打ち合わせを行っているかということで現時点ではやっておりませんが、ただ、防災計画を策定する段階で各関係機関の方々に参加いただきまして、そこでこの防災計画をつくっておりますので、当然十分町の計画の内容も熟知していただいておりますし、また各計画等につきましても各団体等に周知しておりますので、今後とも各医療機関の方とも、先ほどの心のケアの件もありますので、情報の交換を行ってまいりたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 情報の交換というよりも、頼む、依頼する、相手が具体的にというよりも、今現段階でそういうのがあるかどうかということをお聞きします。これからすると言っても災害はいつ来るかわからないわけなので、そういった対策が具体的にとられているかどうかということでお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 具体的にどういう場合にどうするという事で対応しているかということであれば、まだ具体的ないろいろな詳細の打ち合わせは現時点ではしておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） では、その辺については今後よろしくお願ひしたいと思います。

それで、この防災計画の中で、当然医療体制ということでは地元の医師、柴田町医師団というふうにあります。このお医者さんの方たちの医師個人の災害の対策についての状況ということで、町として何かアクションを起こしているというようなことはあるんでしょうか。つまりその災害対策ということで。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 特に医師個人としての対応ということはありません。町にも町の医師団、または歯医者関係であれば歯科医師団というのがありますので、それぞれの医師団には代表の方がいらっしゃいますので、その各医師団を通じまして協力の呼びかけをし

たいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） それで、まず医師団ということでは代表に依頼するということになるんですかね、その団体の。その中で、一人一人の医師が日中は当然診療しているわけですが、夜間の所在地というのは把握しているんですかね。その辺をお聞きします。

○危機管理監（佐藤富男君） 夜間の把握ということでございますが、通常の日中の診療は定められた診療時間でやっております。夜間の診療等については、救急医療ということもありますので、当然この辺につきましてはもし町内に医師が不在という場合については県南中核病院がありますので、中核病院との連携を図りながらやっていくものと思っております。特に週末の金曜日等については医師の方につきましては不在になるケースは多いものと思っておりますが、その場合については県南中核病院がございまして中核病院の応援をいただきながらやっていこうというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） その場合の中核病院のということではなくて、今町内で日中診療して夜間は、自宅は例えば仙台とか、夜間は、無医村ということはない、町だな。いわゆる医者不在の状況になるということでは、とにかく災害になれば一人でも医師がおった方がいいわけですね。そういった意味で、当然住所とか何とかというのはわかっているとは思いますが、その辺の把握をしておいてほしいなというふうに、しておかなくてはいけないんじゃないかなということでお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 十分そのような情報の入手に努めて、把握に努めたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） やはり災害の対策ということでは、駆けつけられる状況にあるのかというのが一番大事なことなので、いなかったらほかで間に合わせますみたいな状況ということでは恐らくならないと。中核病院ということになれば当然近隣市町も何も全部なりますので。ですから地元で開業されて診療なさっている先生に、できるのであればそういった協力をさせていただくということが必要だろうということでは、個人的なこと、いわゆるプライバシーまでは別にしても、把握しておいていただきたいなというふうに思います。

そんなところで、あとはほかの質問に移りたいと思います。

請願についてなんですが、ほとんど対応していますというような答弁、きのうは同僚議員の質問にも答弁の中では七十何%ですか、75%は処理していますという答弁でしたけれども。それでは、採択された請願を町ではどのように検討して具体化してきて、今後積み残されている請願についてはどのようにしていく考えなのかをお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 議会の方に上がった請願等につきまして、議会の採択というふうになれば、当然一般行政部門については町長、それから教育関係については教育長、各種委員会、議員の質問の中でありましたように委員会については各種委員の方に振るわけです。まずは議長から総務課の方に来まして、町長名、町長あてでございますが担当しているのは総務課でございますので総務課の方が受け取りまして、一応決裁というような形になります。その後、関係する課等にこういった議会の陳情採択というような形でコピーをとって、各課の方に対応というような形で指示を出します。その中でもすぐ対応できるもの、それから長期間にわたるもの、なかなか対応できないものというような選択肢があるわけでございますが、それはそれなりに対応の概要というようなものを各課の方にまとめていただいて、その部分については総務課の方で掌握しているというような状況の内容になってございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりました。

私の勉強不足かどうかということでは、この採択された請願が、どうしました、こうしました、いわゆる処理したかしないかというところの返事というか、議会に対してというのは行われているのでしょうか。そこをお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） これにつきましては今現在、議長から町長に来た分についての対応は今言ったような形で総務課がまとめて、概要を取りまとめ、対策等を取りまとめ、それを議長の方には出しておりません。これにつきましても地方自治法の中で、議長からこういった対応について求めると、措置、状況、対応状況を求めるということであればこれは町長名で議長の方に出すこととなりますので、それは議会の方で今後検討していただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問。

○9番（水戸義裕君） 確かに請求があればということですよ。これは私一人というか、私の考え方でどうこうという話ではないですが、今後そういった結果ということ、取り扱い状況

を議会にしていただければということではなくて、するようになれば、さらに例えば何でできないのかとかいつごろなのかといったような再検討はできるようになるんじゃないかというふうに考えています。そういった意味で、これ議長に聞くということのも変な話ですけども、議会としてもそういうふうにしなくちゃいけないんだろうと思うんですが、町としてはそういうふうになったときにはどのように対応していただけるか、ちょっとお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 今、水戸議員がなかなか歯切れの悪い話の質問だったと思います。当然議長を中心として議会の総意のもとで町長の方に措置状況について報告を求めるということができますので、そういったことが求められればこちらとしましては経過を、きちんとやったのは何月何日こういうふうな形でやりました、こういう形で今やっていないものについてはこういうような状況の中でやっていませんとかという説明がきちんと行政側としてできますので、それを議員各位につきましては当然地域の住民の皆様と接する機会も多々あるかと思っておりますので、そういった説明も、できなかった説明を議員の皆様からしていただくのも私も大賛成でございますので、報告させていただきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりました。私も、いわゆる請願ということになると、紹介議員ということでは議員が紹介しないとこれは請願になりません。陳情になるんですかね、紹介者がないと。これはやはり議員としては紹介した以上は責任を持つということが当然重要なことなんですし、今後そういった意味では請願が、はい採択されました、行政機関に送りましたと。あとはいつやったのかなといった、以前議会だよりでもあれはどうなったといった感じで取り上げてやったこともありますので、この請願については先ほど町長答弁であったように措置すると、誠実に措置するということは不変ですということなものですから、そういった意味でよろしく願いますということで、議員としてはやっていかななくてはいけないというふうに思っていますので、その節はまたよろしく願いますということで、私の質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて、9番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

次に、5番安部俊三君、直ちに質問席において質問してください。

〔5番 安部俊三君 登壇〕

○5番（安部俊三君） 5番安部俊三です。大綱2点について質問いたします。

1点目、**社会教育関係施設の充実**について質問いたします。

平成22年度柴田町社会教育要覧4ページに、(1)学習・指導体制等、①生涯学習体制の整備・充実、(ア)として、「町民一人一人のライフステージに応じた学習機会を提供するため、町民の学習要求や地域課題等を把握し、幅広い学習情報の発信と地域における学習事業の充実に努める」とあり、(ウ)では、「槻木生涯学習センター、船岡生涯学習センター、船迫生涯学習センターは、各中学校区の拠点としての機能を強化するとともにそれぞれの地区館と連携し、地域づくりと学習機会の一層の充実に努める」とあります。また、広報しばた8月号掲載「町長就任あいさつ」の中で、「人と人とのつながりや地域のコミュニティを新たな社会資本として位置づけ、町民の自発的な活動やそれをサポートする職員が一体となったさまざまな動きや物語を数多くつくりだしていきたい」と述べています。

この二つに共通する地域づくり重視の観点から、その支えとなる社会教育関係施設のさらなる充実を求め、次のことについてお伺いします。

1) 住民自治によるまちづくり基本条例が平成21年12月22日に公布され、平成22年4月1日から施行されましたが、生涯学習課を初め社会教育関係施設としてこの条例をどのように認識し、どのような意識で向き合っていくのでしょうか。お伺いします。

2) しばたまち交流ひろば「ゆる．ぷら」と社会教育関係施設との違いはどういったことなのかお伺いします。

3) 現在、3中学校区ごとに拠点施設として学習センターがあり、エリアを中学校区ごととしているが、より一層地域のコミュニティの伸展を図る手助けを果たすため、以前のように6小学校区ごとに元に戻し、船岡公民館、西住公民館、農村環境改善センターを人的な充実も含め独立館とする考えはないかお伺いします。

4) 農村環境改善センターは柴田町生涯学習総合運動場、人間田テニスコートと同敷地内にあることや、周辺住民の高齢化率が高いなどの地域性を考慮し、専任の職員を配置して地域づくりと学習機会の充実を図る考えはないかお伺いします。

大綱2点目、**注意欠陥・多動性障害児の対応**についてお伺いします。

児童が教室内を歩き回ったり教員の話を見聞かなかったりして授業が成立しない「小1プロブレム」、注意欠陥・多動性障害児の問題が県内全小学校441校の14%に当たる64校で確認されたことが、30日、県教育委員会の調査でわかりました。これは8月31日付河北新報に掲載されていたものです。本調査は7月上旬から8月上旬まで初めて実施されたとあります。本町でも回答したとすれば、その人数やクラスはどのようであったのか。また、保育所や幼稚園等、そして小学校全体学年の状況はどのようであったのか、教員等マンパワーの対応状況

も含めてお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1点目、町長。2点目、教育長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱2点ございました。私の場合は社会教育関係施設の充実ということで、4点ございました。

1点目、柴田町教育振興基本計画にのっとり重点目標を掲げ、町民一人一人が心豊かでいきいきと学習できる機会の提供をすること、多種多様化しているライフスタイルに対応した生涯学習の充実を実現し、各生涯学習センターを拠点とした学習の機会の一層の充実に努めているところでございます。趣味・サークル団体等の育成に努めるとともにいろいろな情報の提供も行い、地域が元気になる源を築き、地域コミュニティの輪が広がるものです。その手助けをするのが社会教育施設である生涯学習センターの役割であると認識しております。まちづくり基本条例にあります参加と協働、情報の共有、住民自治の実践の理念に沿いながら、新たな発想での取り組みが必要であるというふうに認識しております。

2点目、「ゆる．ぷら」との違いですが、ことし2月、町民の皆さんが気軽に立ち寄れる交流サロンということで、イオンタウン柴田ショッピングセンター内にしばたまち交流ひろば「ゆる．ぷら」をオープンしました。ゆる．ぷらはまちづくりに主体的にかかわる住民の輪を広げていくことが目的で、住民や団体などの交流の場を提供したり、まちづくりの情報発信などを行っています。具体的な活動としては、住民団体が主体となったお菓子や産直などのイベントの開催、まちづくりに関連した研修会、住民の写真、絵、作品の展示紹介などが行われています。このことから、住民の教養の向上、生涯学習の振興などを目的とした社会教育施設とは目的や活動内容が異なっております。

3点目の独立館にするという考えですが、新生しばた行財政改革により平成18年4月、社会教育課と社会教育施設の名称と職員の配置が現在の組織に、中学校区単位に再編し、各生涯学習センターを核館に、地区館を公民館に再編しました。核館の槻木、船岡、船迫の3館の学習センターに職員を集中配置し、町民が主体的に地域の課題の解決に取り組む地域の拠点としての機能を強化するとともに、それぞれの地区館として船岡公民館、船迫公民館、西住公民館、改善センターと連携し、地域づくりと学習機会の一層の充実を図ることを目的に推進してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

4点目、農村改善センターは槻木生涯学習センター所管の地区館として位置づけております。3点目でも申しましたが、槻木生涯学習センターを中心に地域課題の解決に取り組む地

域の拠点として非常勤職員の配置、また職員が巡回しながら地域づくりの手助けや学習機会の提供、相談等を積極的に行っております。同敷地内にはテニスコートや総合運動場があり、愛好者の利用普及を図っておることから、専任職員の役割を十分果たしているものでございます。

○議長（我妻弘国君） 教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 注意欠陥・多動性障害児の対応についてお答えをいたします。宮城県教育委員会では、幼児期は子供の成長過程において各種の能力、資質を伸ばしていくための学ぶ土台づくりとなる時期であるとして、学ぶ土台づくり推進プログラムを策定し、その基礎資料とするために、今回幼児教育の保育・教育に係る実態調査を行いました。本調査における学校生活への不適応いわゆる小1プロブレムの定義でございますが、「第1学年の学級において、入学後の落ち着かない状態がいつまでも解消されず、教師の話を受けない、指示どおりに行動しない、授業中に勝手に教室の中を立ち歩いたり教室から出ていったりするなど授業規律が成立しない状態へと拡大し、こうした状態が1カ月以上にわたって継続する状態をいう」となっております。今回の柴田町の調査結果につきましては、小学校については第1学年での不適応の顕著な児童は見られなかったとすべての小学校が回答しております。また、今回の幼稚園・保育所の調査には不適応の問いはありませんでしたが、同じく顕著な不適応は見られなかったということでもあります。なお、注意欠陥・多動性障害いわゆるADHDと診断された児童は町内小学校に15名が在籍しておりますが、町の措置しております特別支援教育支援員、それから校務支援員、また船岡小学校では仙台大学のボランティアの学生さんにも学習支援をいただいておりますので、それらによりほかの児童と同様に通常の授業を受けております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 安部俊三君、再質問ありますか。許します。

○5番（安部俊三君） 大綱1問目の1）に関して質問いたします。社会教育要覧にこだわるわけではないんですけども、4ページに社会教育の振興ということころがあります。特に「（イ）地域におけるコミュニティ活動やサークル活動など多様な住民社会参加活動を促進し、地域における仲間づくりとコミュニティ組織の充実を図る。（ウ）においては、各行政区の集会所を地区の文化、レクリエーション、地域づくりの日常の活動拠点として位置づけ、住民主体による生涯学習活動組織を支援する。特に各行政区における社会文化の向上を図り、研修等を行い、地域づくりの推進に努める」といったことが明記されております。こ

のことからわかることは、コミュニティとか地域づくりといった言葉が多く出てきます。また、まちづくり基本条例の前文の中に、恵まれた自然環境、築かれてきた文化や伝統、培われてきたきずなを次代に継承し、みんなが誇りの持てる住みよい町にしていくためには、さまざまな課題に対して人と人との結びつき、助け合いによって防犯、防災を初め保健、環境、福祉、教育、産業、文化やスポーツなどの活動の輪を幾重にも広げていくことが必要です」とあります。前置きが長くなりましたけれども、このようなことをあわせて考えますと、柴田町の社会教育要覧にまちづくり基本条例との整合性、関わりの記述があってもしかるべきと思いますが、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） お答えいたします。

社会教育要覧ということで平成22年度の要覧の中身でございます。これにつきましては先ほど安部議員のご質問がありましたとおり、コミュニティ、あと地域づくり、そういった文言が多く含まれております。この理由につきましては、現代社会の中でやはり希薄となっております地域とのつながり、そういったことを非常に痛感してございますので、そういったことで社会教育、生涯教育学習を通じながら1960年代、70年代にありましたような結、きずなとそういったものが結びつけばいいのかなという観点でそういった表現をさせていただいております。ということで、現在の要覧にはそういった文言は書き込んでございませんけれども、平成23年度に向けて現在作り直しております。そういったところで、平成23年度の世界教育要覧の中には、全体的にまちづくり基本条例の中身を含む意味でもそういった文言を加えていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（安部俊三君） 大綱1の2）について再質問いたします。私自身は、先ほど町長のお話ではちょっと基本的には違うというような回答だったわけですが、どうも私から見ますとゆる。ぶらと社会教育関係施設の果たす役割は基本的には余り変わらないのではないかなという思いがいたします。再度お聞きします。いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 町長、答弁。

○町長（滝口 茂君） 実はこの社会教育と生涯学習というのは、考え方が大分世の中の流れとともに変わってきているというのが実情ではないかなというふうに思っております。最初の社会教育施設というのはやはり個人の資質の向上とか豊かな生活、要するに一方向的に消費するというんでしょうか。自分の個人を応援していくような社会教育施設だったわけですが

ども、だんだんだんだん時代とともに、一人の個人から今度はみんなで触れ合っというふうになってまいりましたし、また第3段階としては公共的な担い手を育てていかなきゃならないというふうに、変遷があるんですね。私どもの生涯学習センターは今は個人の教養というのにウェートを置かれまして、あと価値観的な要素が置かれまして、本来の趣旨とは若干おくらしているというようなことで、実はこの社会教育審議会、国の審議会の方でも、柴田町だけではなくて、この社会教育施設の果たす役割が変わってきているのではないかという指摘が、実は文部科学省の中から指摘されておりました。そういった意味で、将来は今議員さんがおっしゃったように地域の課題を解決するために社会教育施設というのは脱皮していかなければならないんですが、まだそこまで行っていないと。使っている方も行っていないと。ですけれども、もう一方では自立した人たちが自分たちでまちをつくらうという動きがありますので、ゆる。ぷらの方はですから一歩先に行った施設ということになります。ですからこの社会教育施設が皆さんに理解されて概念が変わってくれば、行きつく先はゆる。ぷらのようにならざるを得ないと、ならなければおかしいというふうに思っております。今までは一方的に学習したり学んだりすることだったんですが、その学びを地域の課題解決のために生かしていくというふうに生涯学習も変わっていかなければならない。一方で、地方分権改革が行われたときに、もう生涯学習が変わってきまして、地域の担い手が今まで行政だったんですが、住民参加、住民との協働、今は住民実践というふうにレベルがだんだん上がってきております。そういった意味で、この地域の社会教育施設を行政が担うのではなくて、住民みずから運営していくように将来は発展していきだろろうというふうに思っております。ですから最後はゆる。ぷらのもう一つ先があるんですけれども、そういうふうにならざるを得ないと。ただ、柴田町の社会教育施設、ほかの社会教育施設は行っているところもあるけれども行っていないところもあるので、違いがあるという答えをさせていただきました。本質は、ですからお互いに伸ばしていけば、議員おっしゃるとおり変わらないというふうになるかと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） ゆる。ぷらに関することでもう1点だけ。ゆる。ぷらの施設なんですけれども、今現在借用されているわけなんですけれども、できたばかりでこういうことを言うのもおかしいとは思いますが、現在設置されているところは長期的といいますか、将来とも今の場所を確保していくのか確認しておきたいというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） ゆる。ぷらはことしの2月に開館しまして3月まで無償でイオンの方から使用貸借という形になってはいますが、4月からはその後協議をして有償ということで、今までちょっとまちづくり推進センターをこの後来年4月に立ち上げたということでもいろいろ協議している段階では、有償で契約をしていくと。期間については一応5年間の契約をしていきたいと。最終的には、あちらも企業ですので、2018年、20年くらいであそこのイオンタウンの方があの建物を見直す時期があるんだそうですね。企業として、20年くらいたてば見直ししてそのときにまた更新なり、続くことはまたそのときということ、当面まずは5年間、来年4月からということでも継続的に使っていきたいというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） それでは3）に移らせていただきます。子ども会育成会とかふるさと推進協議会といった団体に代表されるように、小学校区単位のくくりで活動が行われている現状が多く見られます。行財政改革により公民館等から専従職員が引き上げられたことなどが影を落としまして、それが一因で、過去に1小学校区1公民館1コミュニティといったかつて強かに推進されたことが少なからず影響を受けて、細やかで充実した活動が停滞していると私自身は感じるのですが、どのようにとらえているかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 議員ご質問の1小学校区1公民館1コミュニティということで、過去に社会教育推進目標ということでそういったスローガンで町の社会教育全般にわたって整備した経過がございます。現在はそれぞれそのとおり、先ほど答弁の中にありましたとおり、地区館ということで公民館等も含めながら、名称はいろいろ変わっておりますけれども、生涯学習センターも含めながら進んできた内容でございます。これにつきましては初期の目標を達成した内容でございます。ただこの推進をするに当たっては、当時のやはり世の中の動き等もございまして、全体的に経済も右肩上がりというふうな状況の中でいろいろ施設も整備した経過がございます。今はやはり議員さんご案内のとおり経済的にもいろいろ問題が出ている情勢でございます。そういった中で、いち早く柴田町も行政改革プランを掲げながら現在に至った内容でございます。それが変わったということで、それぞれの事業等活動についてということになるわけでございますけれども、実際的にはそれぞれ核館となる学習センターには職員を配置しながら事業等を行っておるわけでございます。地区館となります公民館については非常勤職員等を配置しながら、もちろん横の連絡も取りながら、また

は出向き、出向しまして、自分の管轄施設になるわけですのでその中で事業等を展開しながら、地域に合った内容での事業等も実は展開してございます。その事業内容は、どこまでがどの範囲でというのは非常に判断が難しいのもございます。それぞれ事業を終えた後には必ずアンケート等を行いながら、事業等の確認もしながら現在進めておるところでございます。ということで、多くの活動を見る場合にもやはりその辺も精査しながら事業を進めておりますので、私の方は活動の停滞という言葉については現段階では当てはまらないものと考えております。ただ、その見方によっては議員さんおっしゃるような内容かもしれませんが、ただここで言えるのは、それで満足しておりませんので、できるだけ多くの方を巻き込みながら、いろいろと地域おこし等を進めていきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） もう少しお聞きします。社会教育関係施設、正職員が引き上げられているようなところがあるわけですが、具体的に、人的職員の充実において、社会教育関係に造詣の深い有識者を嘱託職員として配置する考えはないかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁、町長。

○町長（滝口 茂君） この小学校単位の自治活動を活発にしたいということで、実は2年間にわたりまして行政区長と意見交換をしたことがございます。これからは地域のことは地域でやるんだということで、小学校単位に私としてはまちづくり推進協議会をつくって、その地区のいろいろ子供会の会長さん、行政区長さん、自治会長さん等、老人会の会長さんが集まって、地域のことは地域でやれるような態勢づくり、それをサポートするのがこの社会教育事業の一環ではないかなという提案を申し上げたんですが、まだまだ十分理解されなくて、行政区を破壊するののかという区長さんからのお申し出もありまして、まずはじっくり行政単位での自治活動を応援していこうということでコミュニティ助成金というものも差し上げまして、まず行政単位でやっていこうと。その上のもの、ふるさと推進協議会というものを中心に機能を強化していこうという考え方で今進めているところでございます。やはり一番は、地域のことは自分たちでやる。もちろん専門性のあるアドバイスというのは必要かもしれませんが、まず立ち上がるということが大事ではないかなと。そういった意味で、船迫地区はいろいろな芸能活動、スポーツ活動にとどまらず合併問題のときにはみずから議員さん呼んで議論したという、一歩進んだ地区でもございました。いろいろ地域にかかわること、町にかかわることをみんなで話し合っ決めてられるような組織、それが独立館ということ

とであれば、そういう自治組織にお任せして独立させることは可能でございます。ですから、まずは自分たちで指定管理者を受けて施設を運営したり機能を強化したりすることが最初ではないかなと。もちろんそのときのアドバイスはうちのまちづくり政策課であり、もし必要であれば専門家の方を派遣して出前講座的に勉強する機会を設けるのはやぶさかではございません。そういったことに持っていかないと、やはり自治組織は育たないというふうに思っております。ただ、ここで取り上げられている丸森の自治組織なんですが、今回の選挙の争点となってなかなか現実には厳しいものがございます、そのときになって新聞に載っていましたが、ですから言うのは簡単なんですが、地道にその自治活動を育てて、小学校単位で意思決定ができるようにしたいなというのが実は私のまちづくり協議会をつくりたいという考え方でございましたが、まだちょっと時期尚早なのかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 今町長から回答をいただいたわけで、それとちょっとダブって質問しづらいんですけども、4) についてです。農村環境改善センターのことですけども、ちょっと調べてみましたら、平成22年3月31日現在で改善センターのある柴小地区、私の勘定では7行政区あるわけですけども、その65歳以上の高齢化率を調べてみました。平均で31.2%でした。7行政区のうち、柴田町のランクづけですけども、ランクづけといいですか、表現は悪いんですけども、一けたに4行政区が入っております。ある行政区では、38.2%です。40%に近い数字に達しているところがあります。また、75歳以上の高齢化率も確認してみましたら、7行政区の平均で75歳以上の人が約20%になっておりました。このことについての同じように柴田町でのランクづけをしてみましたら、一けたに6行政区が入っている状況で、高齢化率が非常に高い地域であるというようなことが確認されました。このようなことから、先ほど来町長からいろいろ回答はいただいているわけですけども、くどいようですけども、改善センターを地域づくりを手助けする役割を担う意味から、拠点施設扱いとすべきと考えますが、再度考えをお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） ちょっと待ってください。安部議員、ただいま一けたと言っていますけれども、あれは1位から10位までのそういうことととらえてよろしいですね。（「はい、そういうことです」の声あり）はい、わかりました。

答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 高齢化率の話ですよ。

○議長（我妻弘国君） 違います。余り高齢化しているから、職員を配置しないとうまくないんじゃないかという。

○町長（滝口 茂君） はい。実は、高齢化しているがために、入間田地区は元気だと私は思っていますよ。高齢化と関係なく、町場の高齢化の方が逆にまちの姿勢というんですか、何をしたいかわからないというように私は受け止めておまして、柴田小学校地区の方々は高齢化しておりますけれども、農作業をやっておまして地域のお祭り等々を元気にやっておりますし、みんなで盛り上げようとする気持ちがございます。ですから、私はそういう行事とか地域の問題点を組織的に解決できるような意思決定機関に育ってもらいたいなど、柴小地区は。そういうふうに育ってくるのであれば、そこは独立として指定管理者でその方々に任せると。そういうことで独立させることは可能だというふうに思っております。ですからそういった意味で私が将来導入したいと思っているまちづくり協議会、地域づくり協議会でもいいんですけれども、それを発展させて自分たちが意思決定して、意思決定したらみんなでやっていくような、そういう仕組みにみんなでやっていこうというのであれば応援する、資金的に応援することが可能ですし、人的に応援することが可能だと。そのときに職員の担当制というものも導入していくのが可能なのではないかなというふうに思っております。ですから主体的な動きであれば専門家を投入して勉強会をする、そういうことは一生懸命やっていきたいなというふうに思っております。ですからそこは単に前のように職員がいて行事を企画して、そしてやるというのでは独立はちょっと難しいかなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、ありますか。では、補足説明、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 補足説明をさせていただきます。まちづくり基本条例の方に、第3条に定義がございまして、地域コミュニティというところがあるんですけれども、そこで区会、町内会、自治会等一定の地域を基盤とする暮らしにかかわる集団ということで、まちづくり条例的には自治会が一つの単位ということで今時点だけちょっと確認を申し上げますと、行政区です。行政区に1自治会なりがありまして、その中で今後地域が地域の構想をつくったり地域計画をつくっていくという、条例の中ではそういう仕組みになっているので、今の時点から申し上げますとその七つの行政区が一つになって、例えばまちづくり協議会をして改善センターがその拠点になるというのは、今のこの条例からして今の時点は難しいという補足でございます。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） それでは大綱2点目に移らせていただきます。

大体の状況は把握させていただきましたけれども、確認の意味でちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。俗に言う学級崩壊といったことはないのかどうか。柴田町においてですね、そういったようなことはないのかどうか確認しておきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 学級崩壊についてはございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 注意欠陥とか多動性の障害児などが先ほど15名だったのですか、あったということですが、それに対応する人的な配置は十分なのかどうかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 人的な配置ということですが、現在特別支援教育支援員ということで柴田小学校と西住小学校を除く全小中学校に1名、船岡小学校は9月で補正をいたしまして2名になっております。全部で8名の特別支援教育支援員を配置しております。それから仙台大学のボランティアの学習支援員ということで、船岡小学校に6名の方に来ていただいております。それから校務支援員ということで各学校に1名ずつ配置しておりますので、校務支援員についても学習支援を行っている学校もあるというようなことでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 関連するのでちょっと話を変な方に行くかもわかりませんが、教育委員会の諮問に応じて障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学指導に関する重要事項を調査審議するため、柴田町障害児就学指導審議会を置くということになっています。審議会は、今申し述べたとおり、重要事項に関し教育委員会に意見を述べることができるというふうになっております。これに基づいてお伺いいたしますけれども、7人以内で審議会を構成する、組織することになっているというふうに書いてありますが、どんな構成になっているのか、少し具体的に教えていただきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 障害児就学指導審議会の委員でございますが、まず医師の方が2名おります。佐藤内科クリニックと仙南中央病院の医師の方をお願いしております。それから学識経験者ということで元養護学校の校長先生、それから元小学校の校長先生ということで、学識経験者については2名でございます。それから行政機関ということで中央児童相

談所の職員の方をお願いしております。それから、教育機関ということで町内の校長会の会長であります船岡小学校の校長ということで、6名の委員で組織しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） この審議会なんですけれども、年何回開催されているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 年1回の開催でございます。平成22年度につきましては11月11日に開催しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（安部俊三君） 注意欠陥・多動性障害児などを含めこの審議会で審議されると思われませんが、教育委員会に対しどんな意見が出されているのか。また、教育委員会として意見に対してどのように対応し就学指導に生かしているのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 障害児就学指導審議会では教育委員会の諮問に応じて障害のある児童生徒等の就学について審議をし、教育委員会は審議会の答申によりまして、例えば特別支援学級や特別支援学校、それから普通教室への入級を決定しております。ただし、最終的には保護者の判断ということになりますので、特別支援学級入級が適当と判断された場合であっても保護者としては普通学級を希望するというようなケースもございます。こういう場合については特別支援教育支援員や、それから仙台大学のボランティアの学習支援をいただきながら普通学級で授業を受けているというような状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問。（「終わります」の声あり）はい。

これにて、5番安部俊三君の一般質問を終結いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会といたします。

明日、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時23分 散 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年12月14日

議 長

署名議員

署名議員

